

607
288

労働及其取締



1

0037270-000

607-288

労働及農民運動と其取締

橘武人・著

松華堂書店

5版
昭和6

AGF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

67

縮取其_と動運民農_及働勞


著 人 武 橋

縮取判批說概動運會社

— 冊 分 —

普及版

行發 店書堂華松 京東





橋武人著

労働及農民運動と其取締

東京 松華堂發行



607-288

序

本冊子は、既に出版した拙著「社會運動概説・批判・取締」の分冊である。前書は發行後既に數版を重ねたが、讀者の批評に依ると内容が稍尨大で取扱ひに不便だとか、社會運動の理論だけのもの、運動を部分的に説明したものが便利だとか言ふ書肆からの話があつたので、普及版の意味で分冊にして見た。此の機會に加筆、訂正したい點もあつたが、今自分の健康がそれを許さぬので不本意乍ら其の儘出すことにした。併せ誌して讀者の御諒恕を乞ふ。

昭和六年三月

著

者

労働及農民運動と其取締目次

第一章 労働問題の概念	二
第一節 労働問題の意義	二
廣義の労働問題	二
狹義の労働問題	三
第二節 労働問題發生の原因	三
産業の發達と労働者階級の出現	三
原始時代	三
牧畜時代	三
手工業時代	三
産業革命	三
機械工業時代	三
資本制生産	三
労働者階級の地位	三
經濟的弱者	三
労働の商品化	三
階級對立	三
傳統法制の不備	三
社會立法の不備	三
労働者階級の自覺	三
團結運動	三
社會主義運動の勃興	三
第二章 労働運動の概念	九
第一節 労働運動の進展	九
意義	九
労働の對立	九
經濟的弱者	九
團體運動	九
初期の團體運動	九
團體運動の進展	九
第二節 労働運動の態様	九
經濟的運動	九
労働組合	九
協同組合	九
政治的運動	九
無産政黨	九
政治運動の二潮流	九
改良主義	九
社會主義	九
赤色労働組合	九
第三章 労働組合運動	一五
第一節 労働組合の發達過程	一五
労働組合發生の原因	一五
賃銀奴隷	一五
労働組合の發達	一五

過激……團體運動の禁止……抑壓……自由放任……我國の實際……治警十七條の廢止……………一五

第二節 労働組合の本質 労働條件の維持改善……組合法案の規定……労働者の組織性……結社……法人 労働運動界の實情……組合主義的労働組合——社會民主主義的労働組合——無政府サンヂカリヂムの労働組合——共產主義的労働組合……………一九

第三節 労働組合の經濟運動 經濟運動の目標……労働賃銀に関する問題……労働時間に関する問題——労働條件の改善に関する問題——労働者の地位獲得に関する問題 經濟運動の方法——團體交渉……團體協約權……相互扶助施設——労働争議……………二六

第四節 労働組合の政治運動 社會革命を目標とする政治運動……赤色労働組合——政策實現の手段としての政治運動……改良主義……立法の參與……………三二

第五節 労働組合の取締 結社としての取締——労働組合の解散……公益の侵害……治安の妨害……治警八條……………三四

第四章 労働争議……………三七

第一節 労働争議の意義 廣義の労働争議——狹義の労働争議……………三七

第二節 労働争議の分類 個人争議——團體争議……………三八

第三節 争議發生の原因 資本家側原因するもの……労働者側の要求……………三九

第四節 争議手段と其の取締 同盟罷業——怠業——ボイコット——工場閉鎖——黒表……………四二

第五節 同盟罷業の性質と其の手段 同盟罷業の意義と性質……意義……統制……部分罷業……性質……同盟罷業權 同盟罷業の方法……罷業の決行……要求提示……折衝……罷業の通告……罷業の波及……同情罷業——示威運動……示威運動の方法……旗の使用……服裝……放歌……演説會……演説會の目的……ピラの撒布——面會要請——面會要請の手段其他の手段——總同盟罷業……………四五

第六節 同盟罷業の取締 示威運動の取締——取締の基準……届出……無届運動……制限……制限の一例——禁止——禁止を爲す場合……解散……解散を爲す場合取締の實際——携帶品の制限……武器……兇器……爆發物——身體検査……身體検査の拒否……身體検査の法的根據——官廳の制限……隊伍の整理……喧擾狂暴の禁止……現場退去……歌の禁止……ピラ撒布の禁止……途上演説——尋問演説會の取締——取締の實際標準……………五三

第五章 労働争議の調停……………七一

第一節 争議調停の意義 争議の激化……産業の發達阻害……社會公益の侵害……目次……………三

…争議調停の必要……調停法の實施……調停の意義……任意的處理……………七一

第二節 調停委員會の開設 委員會を開設し得る場合……公益事業……其他の事業……………七三

第三節 調停委員會の組織 委員會の構成——委員の選任……………七四

第四節 委員會の開會及調停手續 委員の召集——議長及其の代理者——開會の要件——決議の要件——秘書主義——調停の期間——調停手續——報告——公表……………七五

第五節 委員會の職務權限 職務——權限……………七七

第六節 争議調停中の取締 特定行為の禁止——特定行為の處罰……………七八

第六章 農民運動の概念……………八〇

第一節 農民運動の意義 意義——初期の農民運動——中世の農民運動——歐露……我國の例……近世の農民運動……………八〇

第二節 近世農民運動の理論 農業問題——資本主義と農村經濟——農村の疲弊……現今の農民運動……………八二

第七章 農民運動の二潮流……………八五

第一節 農業マルクス主義 マルクスと農業問題——マルクスの見解——ドイツ社會民主黨——第三インターナショナルと農業問題——我國に於ける農業マルクス主義 農業マルクス主義批判……土地の所有觀念……ロシアの實情……資本主義發達と法律上の不適應性……………八五

第二節 農業改良主義 改良主義の意義——農業マルクス主義の誤謬……我國に於ける農業改良主義……………九三

第八章 農民組合……………九七

第一節 農民組合の意義及目的 農民組合の意義……定義……廣義の組合……廣義の組合……小作人組合……經濟上の目的……政治運動 農民組合の目的……農民の請教求……思想的背景……マルクス主義的組合……我國農民組合の思想的分野……日本農民組合創立宣言……改正宣言綱領(左翼)……全日本農民組合の綱領(右翼)……………九七

第二節 我國農民組合の概観 生成過程……日本農民組合の創立……全日本農民組合同盟の創立——全日本農民組合の創立……日本農民組合總同盟の創立……地方……………九八

農民團體……全國農民組合組織……全日本農民組合の組織 我國農民組合の現勢……
 全日本農民組合……組織……指導精神……日本農民組合……全日本農民組合——全日本
 農民組合組織……指導精神……全日本農民組合同盟……中部農民組合……庄内耕作聯
 盟——日本農民組合連同盟……
 第三節 農民結合の運動態様 經濟的運動——小作料の減額運動——消費組合、
 協同組合の設置運動 政治的運動……政治運動の進展……町村會獲得運動……
 一〇五

第九章 小作爭議と其の取締……………一三五

第一節 小作爭議の意義と其發生 意義——地主小作人間の思想的變遷……小
 作爭議發生の根本原因……………一三五

第二節 小作爭議の原因 具體的發生原因——爭議原因の思想的趨勢——爭議
 の地方的分類……………一三六

第三節 小作爭議の内容 爭議の要求事項……………一三〇

第四節 小作爭議の手段 小作料と土地——團體的爭議——減額要求……團體
 交渉……書面通達……代理委任——小作料納付の催告……簡單なる催告……分納の

催告……解除條件付の催告……解約付催告控米の賣却……控米受領の催告……換
 價處分……共同保管——小作料控米請求の訴——交渉不調……小作調停……訴の提
 起申立要旨——小作人側の答辯——有體動産の假差押……申請の手續……立毛の假
 差押……立毛の意義……滞納……債權の執行……生請の差押……立毛の差押……立
 毛差押の時期……立毛差押の手續……換價處分……立毛假差押に對する反抗運動……
 ……差押執行の妨害……共同刈取……競賣場の戰術……入札の場合……任意賣買の場
 合……土地明渡請求……土地貸借の解約……土地返還請求……解約通知の效果……
 ……永小作權の主要……土地明渡請求の訴……土地立入禁止……申立……假執行……
 小作人側の調停……………一三二

第五節 小作爭議の取締 強談……示威運動……演說會……ピラの取締……立

毛差押……立入禁止の場合……伏石事件……木崎事件……携帶品の注意……極左分
 子の取締……裁判の公正確保……革命戰術の取締……………一四三

附錄 我國無產政黨生成略誌……………一四七

労働及農民運動と其取締

序 説

今日の社会に於ける労働問題や農業問題は、所謂社会の最も重要な部分を占むるものであつて、社会主義運動と密接不可分の関係にあること既に述べ來つた通りである。

けれども、労働問題や農業問題の本質は、労働者農民の社会的解放を直接の目的とする社会主義運動に非ずして、彼等の経済的利益を直接の目的としたものであらねばならない。即ち如何にして現在の労働条件を改善するか、如何にして農業生産を貧農階級に有利に導くかを直接且現實の目的としたるものであらねばならない。

それ故に、今日の社会運動界を觀ても、一方に於て社会主義運動乃至無産政黨運動を展開しつつ、他方に又現實に経済的利益を目標とした労働運動農民運動が行はれつつあるのである。前者に就ては第一編に於て既に述べた。

以下後者に就て其の概要を考察して見よう。

第一章 労働問題の概念

第一節 労働問題の意義

労働問題の意義を一言にして要へば、労働者階級の地位改善は如何にして行はるべきであるか又如何なる手段に依るべきであるか、の問題であると言ひ得るであらう。

一 廣義の労働問題

物に大小の區別があり、視野に廣狹の範圍がある如く、労働問題に關しても亦廣狹二様の觀念がある。廣義に於ける労働問題とは、労働者と其の使用主との間に起る一切の問題を包含し、此の意味に就ては、工場の職工、鑛山の工夫、汽車電車自動車船舶等の従業員、人夫、大工、左官の如き筋肉労働に従事する者は勿論、下級官吏、會社員等の低額所得を以て生活を維持して行く精神労働者をも包含して、これ等の者の其の雇主又は使用主との間に發生する各種の問題を言ひ、それが個人的個々の問題であると、團體的共同の問題であるとを問はないのである。且つ又直接經濟上の問題であると、労働者階級の永久的地位改善に關するものたるを區別せ

ず、従つて此の意味に於ては、労働者階級の經濟的地位に關する問題のみならず、政治的地位に關する問題即ち政治運動も包含され得るのである。

二 狹義の労働問題

しかし、現在社會問題の一として論議されつゝある所の労働問題の範圍は、此の如き廣汎な意味に於けるものに非ずして、専ら資本家の下に隸屬して筋肉労働に従事するもの及それに関連して働く労働者——即ち、現代の資本制生産組織の下に於て、資本家の營む生産手段の一として使役さるゝ所の労働者と、其の雇主たる資本家との間に生ずる、労働條件の維持改善、若くは労働施設の改良に關する問題——これを言ひ換へれば、直接勞資間の經濟的利害を目的とした問題を言ふのである。

労働者階級の存在を不合理として、根本的解放を行はんとするものは思想問題の範圍として理解され、又労働者の社會的的政治的地位獲得の爲にする運動は政治問題の範圍に於て考察すべきものであつて、労働問題の本質は専ら經濟上の利害を直接の目的としたものでなければならぬ。しかし、此の區別は或は觀念上の區別に止まつて、劃然とした事實上の區別をすること

が不可能であるが如き観のあるのは、現在の労働者階級の運動が一方に於ては直接経済上の利害を目的とした労働運動があり、同時に又政治的社会的地位獲得を圖る政治運動の領域があり、一面又現代の資本家對労働者間の矛盾を根本的に解決せんとする思想運動なるものが同時に行はれつゝあるからである。

第二節 労働問題發生の原因

労働問題は、近世の資本制生産組織の下に於ける大規模産業生産が生んだ近代の特産物である。しからば斯くの如き労働問題が如何にして發生したか、吾々は先づ此點を理解して置かねばならない。

一 産業の發達と労働者階級の出現

大古原始時代乃至牧畜時代に於ては奴隸制度はあつても、特に労働者階級と言ふものがなかつた。中世の手工業時代に於ても、親方、職人、徒弟の區別はあつたが今日の如き性質の労働者は無かつた。即ち、徒弟は一定の年齢を経れば職人となり、職人は何時かは親となることが出

原始時代
牧畜時代
手工業時代

來たのであつて、永久的な徒弟なく又獨占的なる親方もなかつた。それ故に、親方、職人、徒弟の間柄は、使ふ者、使はれる者の間ではあつたが何れも主従的な温情的關係を以て結ばれてゐて、今日の資本家と労働者との間に見るが如き利害の相違と意志の反目はなかつた。

然るに此の状態は、十八世紀以後所謂産業革命によつて根本より破壊せらるゝに到つたのである。即ち自然科学の發達から、電気、蒸氣の發明應用となり、生産組織は一變して機械工業時代となつた。従來の手工業が次第に亡びて機械工業が取つて代り小資本の經營が倒れて大資本經營のみ獨り熾んになつたのである。其の結果は、資本を有する者に非ざれば最早絶對に工業主たることを得ない状態に陥らしめ、多くの親方をして其の獨立性を失はしめた、斯くして十八世紀末葉から十九世紀に亘つて異常なる發達をとげた機械工業は、親方、職人、徒弟の獨立性を奪つたのみならず國民の大多數をして一部の小資本家の許に趁らしめ、資本に隸屬した労働者たるの餘儀なきに到らしめたのである。

二 労働者階級の地位

斯くして現はれた労働者階級は其の初めより経済的に弱者の地位に置かれてあつた、何故な

経済的弱者

産業革命

機械工業

資本生産

ら、資本家の許に隷屬した労働者階級は資本家の爲に總ての生産部門を奪はれてゐる爲に、資本家の許を離れて生活の途なく、彼等は止むなく工業主側の一方的に定められた労働條件に屈従して、唯々として其の求むる所に従はねばならなかつたのである。

加之、工業主が大策に多くの労働者を使備するやうになると、彼等は労働者を原料や機械と同一視して單なる生産手段として取扱ふやうになり、その結果は生産費節約のために、長時間の労働の搾取となり、婦女年少者の酷使となり、或は賃銀の低下となつて現はれたのである。斯くして、資本家と労働者との間には何等人間的なる接觸なく、遂には互に利害相容れざるものとして階級對立の形を取るに到つたのである。

三 傳統法制の不備

國民の大多數を占める労働者階級が、資本の許に隷屬を餘儀なくせしめられ、しかも斯くの如き社會的經濟的弱者の地位に置かれて居りながら、労働者階級保護の所謂社會立法は何等見るべきものがなかつた、それ故に、工業主の態度は益々横暴となり、婦女年少者の酷使、深夜業の繼續等が行はれ、果ては疾病災害の頻發となり、國民保險の上に重大なる影響を來すが如

労働の商
品化

階級對立

社會立法
の不備

き現象を呈するに到つたのである。

即ち、當時の法制は、専ら所有權關係を中心とした法制であつて、労働の人格的價值を全く度外視したものが多かつたのである、其の私法の領域に於ては勿論、公法の領域に於ても労働者が階級的利益を主張する爲の團結權、同盟罷業權等は認められず、所有權關係の保護の篤きに比して、労働者保護の立法が如何に薄きものであつたか思ひ半に過ぐるものがあるであらう。かくして、現代の所謂社會立法が唱へられるやうになつたのである。

四 労働者階級の自覺

以上に依つて、労働者階級が如何にして發生し又如何なる地位に置かれてあつたかを見た吾々は、既に現在の労働運動發生の原因を理解し得た筈である。

即ち、斯る状態に置かれた労働者階級は、資本家の爲すが儘に放任しておいたならば到底經濟的社會的地位を向上し得ないのみか益々貧窮のどん底に突き落されることを自覺して、労働者階級が共同の利害の爲に起つて自ら其の地位を改善し向上せしめんとする運動が起つたのである。多數の労働者が共同の利益の爲に結合して、團結の力を以て資本家に對抗して労働條件

共同の力
團結運動

の維持改善を要求し、或は又社会的政治的地位獲得のために無産政黨運動を起し、若くは根本的解放を目して社會主義運動に赴いたことは既に繰り返した所である。

労働運動は一面に於て思想運動たる色彩を帯んでゐるものであるが、其本質は共同の力に依つて労働条件の維持改善を圖らんとする労働者階級の自覺運動に求めねばならないであらう。

五 社會主義運動の勃興

十八世紀中葉、後の産業革命に依つて經濟組織が一變され、資本主義の發達が益々熾んなるとき、一方に於ては其の反抗運動として社會主義の思想が頓に擡頭し來つた。

時恰も、マルクス、エングルス等の思想家が現れて社會主義を科學的に理論付け、資本の內在的運動法則を闡明して社會にアジェーションした。

そして、それ等に刺戟された労働者階級は、和すべからざる敵として資本家を見るようになり、思想的に啓發されて相團結し對峙して社會運動に投ずるに至つたのである。

斯くして労働者階級の思想的變化は、社會運動の部門に於て今日に見るが如き労働運動として現れ來つたのである。

第二章 労働運動の概念

第一節 労働運動の進展

一 労働運動とは、労働問題解決の爲に行ふ労働者階級の團體運動を言ふのである。

労働問題が如何にして發生したかは前節に於て述べた所であるが、しからば此の労働問題解決の爲に現在如何なる運動が展開されつゝあるか、この點を明にしなければならぬ。

前章に於て述べた如く、現代の資本制生産組織の下に於ては、資本家と労働者は互に利害相反する二つの階級に分立對抗せしめることを餘儀なくせしめた。其の果して利害を異にするか否かの問題は別に考察する價值のある事項であらうが、しかし現在に於てはたとへ感情的にもしろ資本家階級と労働者階級とが互に相反目抗争してゐることは否み難い事實である。

二 資本家階級は經濟組織の上に於て常に労働者階級の上位にあり強者の立場を占めてゐるのであつて、労働者階級は如何に不利益不公平、不平不満を感じてゐるとしても到底個々の力を以てしては資本家に對抗して自己の地位を有利に展開せしむるところの可能性がないものとされ

意義

労働者の對立

經濟的弱者

て来た。

そこで、労働者階級は、資本の力に對抗して自己の地位を経済的に有利に展開する爲には労働者階級の多数が共同の利益の爲に團結した運動に依るの外なしと言ふ見地に立つて、茲に労働者の團結運動が展開されるに至つたのである。

三 しかして、労働者の團體運動の初期に於ては、機械器具の破壊、工場襲撃、焼打、暴行等の一時的爆發性のものであつたが、斯くの如き運動が全く無効であるのみならず反つて労働者階級に不利益なる結果を齎すことを經驗に依つて知つた労働者階級は漸次組織的繼續的なる統一運動に進展して来たのである。

しかも、其の運動は、日常生活上の相互扶助の問題から、全般的なる經濟闘争へ進展し、更にまた政治的運動へと展開して来たのである。そして夫等の闘争の内容に於ても、現在の社會組織の下に於て部分的に労働者階級の共同利益を維持改善せんとすることを直接の目的とするものから、現代社會の組織そのものを根本的に變革せんとする所謂社會主義運動へと進展してゐるのである。

第二節 労働運動の態様

労働運動は、多数の労働者の共同運動である當然の歸結から、それは常に労働者階級の團結となり團體運動となるのである、しからば現在の段階に於て労働者の團結形態——従つて其の團體運動の主要なるものは如何なる形態によつて爲されてゐるか、大體に於て次の二方面から考察することが出来るであらう。

一 經濟的運動

労働運動の本質は經濟運動にあらねばならない、従つて従來行はれ來つた労働運動の多くは此の經濟運動に其の重點を置いてゐた。

しかして、此の部門に於ける労働者の團結形態の主なるもの——従つて運動の主體を爲すものは労働組合、協同組合である。此の方面に於ては、各種の團結即ち労働組合或は協同組合は、それぞれ独自の目的と行動態様とを有し、或る程度迄各自の領域を守り、組合は經濟上の日常闘争に其の重點を置いて居り、政治運動に關しては原則として、政黨が之を引受け、組合はた

政黨を支持するに過ぎない立場に在るのである。従つて、從屬的に行ふ所の政治運動の範圍に於ても、労働者の組合運動その他經濟運動を爲す上に障礙となる各種の制度（例へば労働運動抑壓法令の廢止の如き）を除去すること、及び労働者階級の生活標準を向上せしめるための各種の改良政策——労働立法、社會施設の要求及び其の貫徹を當面の目標とし、社會組織そのものに關する根本的改造に關しても漸進的合法的に之を進展せしめやうとする傾向を持つてゐるものである。

即ち、此の部門に於ける労働運動は、直接經濟上の利害を目的としたもの、労働條件の維持改善を目標としたものであつて、政治運動は、附隨的關係に於てのみ行はるゝのを普通とするのである。

二 政治的運動

労働者階級の團結運動として近來特に注目に價するものは無産政黨運動のそれである、我國の現況に見ても、無産政黨黨出の實際に徴して此の事實を雄辯に物語るものがある。

政治運動
の二潮流

しかして、此の無産政黨運動の分野に於ても亦重大なる二つの潮流があることを注意しな

ればならない。

其の一は、前述した労働者階級の經濟運動に附隨して行はるゝ所の政治運動、即ち労働者の組合運動その他の經濟運動を行ふ上に障礙となる制度の撤廢、労働者階級の社會的經濟的地位向上の爲にする各種の改良政策を目的とした政治運動であつて、此の分野に於ける政治運動に於ては、無産政黨は労働組合に基礎を置いて組織さるゝに止まり、労働組合は政黨を支持する立場に置かるゝものであつて、労働者階級の利益を標榜して起つ社會改良主義諸政黨即ちそれである。

現在我國に於ける右翼及中間派に屬する社會民主主義政黨が大體に於て此の分野に屬するものと見ることが出来るであらう。

次に、無産政黨運動の分野に於て特に注意を要するものは、社會主義運動のそれである。労働者階級の根本的解放を目的とする政治運動に於ては、労働組合は、独自の目的と行動を有するものに非ずして、緊密に政黨の統制下に屬し、所謂、無産階級の全線的な政治運動に於て、戰術的に與へられた役割を演ずるに過ぎないものとされてゐる、此の運動の領域に於ては、革命

改良主義

社會主義

的闘争を以て社会組織改造の唯一にして必然的且つ可能なる過程であるとすものであつて、一切の要求乃至運動目標とするものは、たゞ四圍の情勢と労働者階級の意識とをこの革命的闘争の方向に昂め行くことを目的とするものであり、たとへ其の運動項目に日常経済の利害の問題を掲げてゐるとしても、それは革命的闘争の目的のための手段たるに過ぎないものであつて、此の分野に属する労働組合は最早経済上の闘争團體としての本質を脱した社会主義運動としての實體を有するものと見ることが出来るのである。

既に第一編第二章第二節に於て述べ來つた如く、此の部門に属する労働組合の運動は、其の目的と實質に鑑みて最早や労働運動乃至政治運動として見るべきものに非ずして、社会主義運動乃至革命運動として理解すべきものであり其の不良なること言ふ迄もない。

赤色労働組合運動を、労働運動の部門から分離して社会主義運動の部門に於て述べた理由即ち茲に存するのである。

従つて本章以下に於ては再び此種の運動に觸れないこととするから讀者は既に述べ來つた所を参照して批判されたい。

赤色労働
組合

第三章 労働組合運動

第一節 労働組合の發達過程

一 労働組合發生の原因

今日の意味に於ける労働組合の發生は、其の最も古き歴史を有する英國に於ても十八世紀中葉以後のことであつて、近代的賃銀労働者の増加に伴つて生れたものである。

近代的賃銀労働者は古代ギリシヤ、ローマに於て見た如き奴隷労働に従事するものではない、従つて雇主との間には自由契約が認められてゐる。不利益なる労働條件を忍んで一人の雇主に隷屬することを強制されるものに非ずして、有利な條件を提出する資本家の下に趁いて労働することは自由とされてゐる。

しかし乍ら、實際上の状態を見る時、労働者は尙未だ完全なる自由を得て居らず、資本に對する屈從を餘儀なくされてゐる。蓋し、労働者が資本家に提供して、賃銀と代ふところの労働力なるものは、普通の商品と異なつて労働者自身の體と不可分のものであり、之を資本家に

提供するときは、取りも直さず労働者自身の體そのものゝ支配の獨立性を失ふことになるのである。しかも労働者は其の勞働力を賣ることに依つてのみ生活を維持して行くのであり、其の欲すると否とに拘らず労働を餘儀なくされるのである。

斯る状態の下に於ては、資本家は最も有利な且安價な勞働力を求めんことを努める。即ち、労働者が初めから自己に有利な労働條件を提出したならば、資本家は其の労働者を雇入れないであらう、又、既に雇入れた労働者に於ても、資本家の定めた労働條件に不平不満を唱へたならば、資本家は其の労働者を解雇して他の労働者を雇入れるであらう。

しかも、資本制生産が發達して少數の資本家が大資本を擁するやうになればなるほど此の傾向は著しくなつて、労働者階級は全く賃銀奴隷の名に背かざる屈從的地位に置かるゝを餘儀なくせんとする傾向があるのである。

其處で此の不利益を防いで、斯る横暴なる資本家の態度と抗争せんとして生れたのが、今日に見る所の労働組合なのである。即ち資本家に對抗して何等力なき一人／＼の力を多數結合して、多數の團結の力を以て資本の攻勢に對抗して、労働者階級の利益を擁護し伸長せんことを

賃銀奴隷

労働組合の發生

目的として生れたものが労働組合である、労働組合は斯くして労働者階級が資本家に對抗する手段として作られた團體なのである。

二 労働組合の發達過程

近代的意味に於ける労働組合が如何にして發生したかは前に述べた如くであるが、それ以前に於ても労働者階級の團結運動の現れはあつたのである。即ち近世の機械工業時代に入らざる前期——手工業時代に於ても、職人、徒弟等が、親方の組織する同業組合に對抗して、職人組合を組織して團體的に利益を主張したものであつたが、中世紀末葉に及んで此種の團體運動は國家公益の爲め有害なりとして國家の禁止規定に遭つたのであつた。

其後産業革命が行はれ、所謂自由放任の思想が臺頭し來つて、多數の労働者は自助的手段として労働組合を組織し、其の團體的勢力を以て労働條件の維持改善を圖らんとする運動が十九世紀末に於て殊に盛んになつて來たのである。

しかし乍ら、此の如き労働者の團結運動は其の初期に於ては何れの國に於ても容易に許されなかつたのである。何れの國に於ても此の種の階級的團結たる労働組合に對しては極力妨害の

團體運動の禁止

團體運動の抑壓

團體運動
の自由

我國の實
際

労働十七
條の廢止

態度に出で、或は立法手段により又は警察取締に依つて其の發達を阻害せんと試みたのであつた。しかし、時勢の潮流に押し流された此種の労働運動は容易に鎮靜すべくも非ず、漸次其の勢を増大して、遂には國家に迫つて、労働者の團結禁止或は之に關する制限規定の撤廢を爲さしめ、團結權を獲得して、公私兩方面の法律的保護を目的として進展しつゝあるのである。

我國に於ても、憲法二十九條に於て其の團結の自由を認めながら極く最近に到る迄労働者の團結權は認められてゐなかつた、のみならず治安警察法其他の法律を以て或種の團結的運動は之を禁止し處罰さへしてゐたのであつたが、大正十五年法律第五十八號を以て、治安警察法十七條及同三十條が廢止されて、消極的に其の團結の自由を認むる傾向になつたのである、尙第五十二議會以來政府は「労働組合法案」を議會に提出して労働組合の結成を法認せんとする意圖に出で、居るのである。

警察官は斯る趨勢に注意を怠らぬやう常に心懸けねばならないであらう。

第二節 労働組合の本質

一 労働組合の本質は、其の組合が如何なる目的を以て組織されたかに依つて著しく其の趣きを異にしてゐる。

だが、既に一言した如く、労働組合發生の原因は、労働者階級の經濟的利益擁護が其の直接の目的であつた。此の目的を墨守して労働組合の本質を考察して見るならば大體次の如きものとなる。

(一) 労働組合は、労働條件の維持改善を目的とした多數労働者の永續的結合團體である即ち、労働組合の主たる目的は、労働條件の維持改善を目的としたものであらねばならない。

第五十一議會に提出された「労働組合法案」第二條第一項に於ても「労働組合ハ労働條件ノ維持又ハ改善ヲ以テ目的トス」と規定して此の點を明にし、其の附隨目的として其の第二項に、「組合員ノ共済、修養、其他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得」と規定してゐるが、これに依つて見ても政府が如何なる性質のものを労働組合たらしめんとしたかを知ること

労働條件
の維持改
善

組合法案
の規定

とが出来らざらう。

しかして、労働組合は、其の組織の基本的性質に於て當然に、労働者階級の地位の確保、資本家對労働者間に於ける勞働力需給關係の均衡を目的としてゐるものであるから、結局、労働組合の目的は、労働條件の維持改善、労働者相互の共同利益保持、労働者の地位獲得、資本家對労働者間に於ける勞働力需給の調節にあるものと言ひ得るであらう。

(二) 労働組合は、労働者を以て組織する團體である。これは言ふ迄もないことであるが、労働組合を法認する場合となれば、其の構成員は當然觸れなければならない問題である。法案に於ても其の第二條に於て、労働組合は原則として労働者のみよりなるものとし、例外として組合の役員に選任せられたる者、總會の決議に依り加入を許された者に限り組合員たることを得るものとしてゐる。

蓋し實際問題として現在の労働組合中には多くのインテリゲンチア即ち労働者に非ざる所謂知識階級に屬する者が加つて或は組合の指導分子となり又は實際運動に参加してゐるのを見るであらう。

結社

(三) 労働組合は結社である。労働組合が其の性質上永続的結合團體であること言ふ迄もない、従つて、其の届出の有無を論ぜず法律上結社たる性質を有するものである。但し其の本質は政治上の結社であつてはならない。此の點に關しては後に述ぶる所があるであらう。

法人

(四) 労働組合は法律上社團法人である。労働組合に法人格を認むるや否やは重要な問題である。従來労働組合の法律上の性質を民法六六七條以下に定むる組合の觀念を以て説明せんとする者が多かつたが其の本質は組合に非ずして社團である、然らば現今法制上社團法人として如何なる法令を適用し如何なる權利義務を認むるか、此の點に關しては未だ法制の見べきものがない、たゞ五十一議會提出の法案には其の第三條に於て「労働組合ハ法人トス」としてゐる所から見ても近き將來に於て法人格を得るものであることを知ることが出来るのである。

現在の労働組合が其の行動綱領の中に、「團體協約權の獲得」の一項を置いてゐることは取りも直さず労働組合の法人格確認の主張に外ならぬのである。

二 労働組合の本質を法學的に考察すれば大體以上の如きものであるが、しかし既に屢々言及し

労働組合の本質

思想的背景

た如く現在の労働運動界は決して単一なる指導原理を以て動いてゐるものではない。従て現在活動してゐる所の労働組合は其の何れもが以上の如き性質を有してゐるや否やは甚だ疑問である。否其の多くのものが各々異なつた思想的背景と指導原理とを持つた、随つて各々本質を異にしたものであることを知らねばならない。

(一) 組合主義的労働組合

この主義を奉ずる労働組合が大體に於て前述したところの労働組合の本質を守つてゐるものであると言ひ得るであらう。

此の組合は理論的にも實際的にも資本主義制度の廢止を目標とせず、現在の制度内に於て専ら労働条件の維持改善をはからんとするものであつて、其の運動形態に於ても殆んど經濟運動の枠内に止まるものである。故に此の組合にあつては、其の組合員たる労働者の労働条件を維持し若くは改善することを本來の目的とするものであつて、階級的意識乃至政治運動

労働条件の維持改善を目的とする

階級的意識を政治運動の目的とする

政治運動に對する態度

を目的とするものではないのである、それ故に此の組合は政治團體即ち政黨であつてはならない、又労働条件の維持改善を目的とするものなるが故に、共済組合や消費組合、或は生産組合とも區別されなければならない。其の活動範圍は飽く迄も組合的利益、職業的利益、即ち其の組合に屬する労働者對資本家關係に於ける利害の問題に止まるものであつて、無産階級の階級的利害の問題は附隨的な問題とされてゐる。従つて、此の組合の政治運動に對する態度は、消極的であり常に組合運動の延長に止まつてゐて、組合主義的、改良主義的、議會主義的政治運動として現はれる。それ故に此の主義を奉ずる労働組合は社會主義的労働組合から徹底的排撃を受けるのである。

(二) 社會民主主義的労働組合

この組合は第一篇第六章に於て述べた所の所謂社會民主主義を奉ずるものである。理論的には社會主義を標榜するが、運動の實際に於ては個々の勝利、個々の社會的變化に依つて、

社會民主主義

即ち改良主義に依つて漸次に、資本主義制度から社會主義制度へ進化し推移せんとするものである。隨つて此の組合の運動は、資本主義制度の顛覆ではなくて、漸次的變化を目的とするものである。

この主義を奉ずる労働組合は、政治運動に對して中立主義を採つてゐる。即ち政治運動は政黨に依つて爲すべきものであり、經濟問題は労働組合によつて處理すべきものであるから、労働組合は政黨に對しては中立を保持すると言ふのである。

この組合は獨逸に生れたものであつてマルクス主義的なる傾向を多分に持つてゐること言ふ迄もない。

尙此の組合は國際的運動として第二インターナショナル、即ちアムステルダムインターナショナル（黃色労働組合國際聯合）に屬するものが多いであらう。

(三) 無政府サンチガリズム的労働組合

この種の組合に關しては第一編第七章に於て我國の例を引き稍具體的に述べておいた。この組合は、全労働者階級の利益、及社會革命の見地から出發してゐる。其の特徴とするところ

ろは一切の政治行動否定である。たゞ労働組合を基礎として階級闘争を主張し、社會革命を遂行して未來の新社會の建設を労働組合の手によつて爲さんとするものである。其の國家に對する觀察は無政府主義の思想を受けて一切の國家機關を否定し、又ボルシェヴィキの獨裁主義にも反對してゐる。其の手段方法は經濟的直接行動を重視し、總同盟罷業を唯一の方法としてゐる。

此の組合運動は初め佛國に生れた。後英、米に移つて労働運動史上かなり重要な役割を演じて來た。我國に於ても大正七八年から同十二年頃にかけて一時此の思想が労働運動界を風靡したことがあつた。我國に現存する「自由聯合主義」的組合が大體これに屬すること前章に於て述べた通りである。

(四) 共產主義的労働組合（赤色労働組合）

この組合は革命的共產主義を奉ずるものであつて、労働運動の範圍を超へた思想運動團體であること既に述べた通りである。この運動はロシアに生れたものであつて、所謂赤色労働組合インターナショナル（プロフインターン）として近來頻りに躍動を試みてゐるものである。

と第一編第五章に於て述べた所であるから再び説明の煩を省かないこととする。

第三節 労働組合の経済運動

一 経済運動の目標

労働組合の経済運動が如何なる事項を目的として行はるゝかは、各々其の組合の行動綱領及政策に依つて定まるものであつて、一律一體に説明することは不可能なことである、何れの組合に於ても、十数項乃至数十項の政策を掲げてそれを運動の目標としてゐるのであるが、其の組合の指導精神如何に依つて運動目標に多少の相違があるのは當然なことである。

しかし、其の経済的運動である限り如何に微細に亘つた政策を掲げても数十項の運動目標を示してゐても其の要求全部を総合分析したならば、大體に於て次の四つの何れかに包含されるのである、今、これを最近（昭和四年三月三日）創立された「關東全産業労働組合」の行動綱領を分析して考察して見やう。

労働賃金に関する問題 労働者の生活を維持して行くものは労働賃金であるから従つて労働

経済運動
の主要目

組合の経済運動の主要題目は何時でも賃銀問題が第一となつてゐる、今前掲行動綱領に就て見るならば

- 一、實質的賃銀の値下反動最低賃銀制の確立。五、一週一回公休日の設定並に公休日給料全額支給。
- 七、同一労働に對する同一賃銀の支給。

等を掲記することが出来るが、此の中賃銀値上問題の含まれてゐないのは經濟上の不景氣に鑑みて其の實現の可能性がないからであらう。しかし、後の要求に依つて労働時間が短縮されるば實質に於て賃銀値上と同質の効果となるであらう。

労働時間に関する問題 労働時間の長短は労働者の肉體上精神上に及ぶ影響が頗る大である、従つて労働組合の運動目標は絶えず労働時間の短縮を目指して行はれてゐる。（引例同上）

- 二、七時間労働制の確立。五、一週一回公休日の設定。十一、投票日の公休。

労働條件の改善に関する問題 以上の賃銀及労働時間の問題以外に現在の労働條件、即ち就業上の諸問題、工場設備、或は雇傭關係に随伴した經濟上の諸問題等労働條件の改善を目標とした運動目標を掲げる。（引例同上）

労働者の地位に関する政治運動

三、賠償制度の撤廃。六、封建的労働制度の撤廃。一〇、健康保険掛金の資本家全額負擔。一一、疾病負傷死亡者並に其の家族に對する労働者の生活保護。一三、工場設備の改善。等は全體これに含めることが出来るであらう。

労働者の地位獲得に関する問題 以上の外労働組合が運動目標として掲ぐるものはこれを一括して労働者の地位獲得に関する問題と言ひ得るであらう、而して、此の種に属するものは多く政治的意味を含むものがあつて、労働組合をして政治運動に参加せしむる要因の一を爲すものである。前掲の綱領に依つて見るならば、

- 四、團體協約權の獲得。八、少年婦人労働者の保護。九、植民地労働者の差別撤廃。一四、労働監理者の労働者に依る公選。一五、工場委員會並に工場代表者會議の組織。一六、工場、職場内に於ける言論集會並に結社加入の自由。一七、産業合理化政策反對。一八、失業保險法の獲得。一九、自由労働者保護法の獲得。二〇、無産階級抑壓法令の撤廢。二一、労働組合の産業別に依る全國的結成。二二、労働組合職權の國內的並に國際的統一。二三、帝國主義戰爭反對。

等大凡此の部類に属するであらう。

尙、労働組合の目的、組織上の理論に就て詳細なる考察と批判を試みたいものが多くあるけれども、紙數に限りある爲他日の機會に譲つておく。

二 經濟運動の方法

以上の如き要求を目標として彼等は如何なる運動方法を執るか、凡そ次の如きものがあるであらう。

(一) 團體交渉

一人の資本家はよく數百數千人の労働者に對抗し得る力を以てゐる、労働者は一人一人を以てしては到底資本家即ち其の雇主たる企業家に對抗し得べくもない、數百數千の者全部が結束して始めて對等の地位に立ち得るのである。其處で労働組合が、労働力供給の全權を握り、全組合員を代表して資本家と交渉をなし、最も有利なる労働條件を獲得しようとするのである。つまり、労働者個人對資本家の労働契約を廢して、労働組合對資本家の交渉を以て労働條件を定め、其の組合員たる労働者は、其の定められた條件に依つて労働力を提供すると言ふのである。此の問題は法律上所謂「團體協約權」の問題となり、之を認むるや否やに就ては法律上かなり議論が持ち上つてゐるが若し労働組合を法認することになれば、この所

労働組合の結成

團體協約

謂「團體協約權」の必要も亦認められて来るであらう。此の點に關して、第五十一議會に提出された「労働組合法案」の社會局原案第十二條には「労働組合が雇傭條件ニ關シ雇傭者團體ト契約（労働協約）——團體協約の章——著者）ヲ爲シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス、無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ」と規定してゐた。

つまり、資本家と労働組合との間に、組合員たる労働者は一日八時間働らいて賃金三圓を得ることに協約が出来れば、假りに資本家と個人の労働者とが契約で以て一日十時間働いて賃銀五圓を仕拂ふ約束をしてもそれは無効であつて、やはり資本家は八時間の労働を要求し得るのみであり又労働者も三圓の賃金しか請求し得ないと言ふのである。

しかし、此の原案十二條は修正案に於て削除された。だが、此の團體交渉は法律が認容せなくとも事實彼等は之を要求し又たとへ一方的にもしる行ひつゝあるのである。

尙、この労働協約に關しては法律上多くの問題が残されてゐるが、こゝで述べることは稍駄足の處があるから他日の機會に譲つておく。

(二) 相互扶助施設

これは労働組合が、組合内部の結束を固め、労働力供給の裏切者の出ずることを防止する手段である。其の方法として彼等は、失業手當、疾病手當等の設備と要求とを行はんとするのである。この點は各組合の行動綱領に就て見れば略其の輪廓を知り得るであらう。

(三) 労働争議

労働争議は、労働組合の行ふ經濟闘争の中で最も重要なものである、警察取締の對象としても亦時に關係の深い問題であるから別に項を分ちて後述することとする。

第四節 労働組合の政治運動

労働組合の政治運動は二つの方面から考察しなければならない。

一 社會革命を目標とする政治運動

此の目的を持った労働組合は、マルクス主義即ち共產主義を奉じた所謂赤色労働組合である、これに關しては第一編第四章、第五節に於てかなり詳しく述べておいた。此の組合は其の目的

に於て社會革命を目標とするものであつて、經濟上の闘争はたゞ労働大衆を誘引する手段に過ぎないものであり、本質的に觀た労働組合ではないのである。今便宜上二三の文獻を引例して説明を省略する。批判、取締等詳細は前掲詳論の節を参照せられたい。

「始めの間は互立的であつた團結(労働組合を指す——著者註)は、互に相合同し而して常に結合してゆく資本に對抗する爲めに、組合の維持と言ふことが、彼等にとつて勞賃の維持と言ふことよりも、より一層必要なものとなつて来る。かくの如き闘争の中に、やがて来るべき戦ひに必要な一切の要素が結合せられ、且つ發展するのである、一度びこの點に到達せんか、結社(労働組合を意味する——著者註)は此處に政治的性質を帯ぶるに至るのである」マルクス著「哲學の貧困」(淺野是郎)「こゝに於て經濟闘争の積み重ねであり、結局は資本制度の維持に歸着する改良的政治闘争は、その本質を變更して、プロレタリアの全解放を目指す政治運動に轉化する」レーニン著「何を爲すべきか」

改良主義

二 政策實現の手段としての政治運動

労働組合が、労働條件の維持改善の爲とそして労働者階級の社會的經濟的地位の獲得及福利

増進を圖る爲に多くの政策綱領を掲げてゐることは吾々の既に見た所である。

しかして、其の綱領政策中には労働者階級が直接資本家に對抗することに依つて解決し得るもの、即ち經濟闘争の埒内で解決し得るものも多くあるが、中には國家の施政、即ち立法、施設其他國家機關の活動を俟つに非ざれば解決し得ざるものがあるのである。例へば労働時間制の制定の如きも資本家との間に協定成らざるときは國家の立法的手段に訴へるの外なく、又團體協約權の獲得、少年婦人労働者の保護、失業保險法の獲得、自由労働者保護法の獲得、無産階級抑壓法令の撤廢の如き何れも國家の立法施設に俟たなければ解決し得ざる問題である。労働組合が斯くの如き綱領を掲ぐる限り労働組合の運動は其の一面に於て必然的に政治運動への参加進出となるのである。

労働組合が各々其の立場に依つて異なる所の無産政黨を支持し、活動してゐる理由即ち此處に存する。

たゞしかし、此の場合に於ても、労働組合は依然として經濟團體であつて、政黨そのものに變するものでないことを注意しなければならない、若し労働組合にして其の運動の重點が政治

立法の多
興

運動に置かるゝに至つたならば、それは最早労働組合ではなく、政治結社としての取締を爲すべきである。

第五節 労働組合の取締

一 結社としての取締

労働組合は法律上結社たる性質を有するものであること言ふ迄もない。けれども其の存立の目的が経済運動に在るものなるを以て政治上の結社ではないのである。従つて其の運動は経済的範圍に止まることを要し、直接に政治を目的とした運動に参加することを許さないのである。たゞ、経済運動の附随的行爲として、即ち労働組合本来の目的を達成する手段の一として附随的に政治運動を行ふことがあつても、それを以て直ちに政治結社と見ることは出来ないであらう。例へば、労働組合法制定のための政治運動への参加、労働時間制確立のための政治運動等は、労働組合本来の性質上當然起り得る問題であつて、労働組合の目的の範圍内の行爲として認容されるべきものである。

政事結社として
第一、五、
六、一九、
二二條

然し乍ら、直接的な経済運動から階級的一般的の地位改善、若くは政治的權利獲得のための運動、即ち政治運動に重點を置かるゝやうになつた場合は、尙一面に於て現實的なる経済運動を目的とするものがあつても、政事結社としての取締を要するものである。従つて此の場合に於ては、治安警察法第一條、第五條、第六條の適用があり、一定の届出を要し、加入者の制限があり、若し之に違反したる場合は同法第十九條、二十二條の處罰を受くることになるのである。

二 労働組合の解散(結社の禁止)

労働組合の目的は其の組合員たる労働者の経済的利益を圖らんが爲にある。従つて其の行動も労働者階級の利益を目的とするものなると共に社會公益に反する行爲があつてはならないのである。

然るに労働組合が徒らに階級意識のみ高調し、資本に對する反逆運動を是れ事とし、反つて労働者階級の利益を損するのみならず、公益を害し治安を素すが如きことあるならば、斷じて許すべからざるものである。

公益の使
治安の妨
害

第五十一議會に提出された「労働組合法案」第十九條（修正案）には「労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊シ又ハ公益ヲ害スルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得」と規定し、労働組合の法認と共に其の取締を明にしてゐる、該法案は勿論未だ成生の過程に在るものにして、何等法的效果を伴はぬものであるけれども、取締上の一資料たるに足るものであらう。

現行法上此の取締を規定してゐるものは、治安警察法第八條である、即ち其の第二項に「結社ニシテ前項ニ該當（安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナル場合）スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得」とあり、これに依つて労働組合の禁止解散が爲し得るのである。

現に昭和三年四月十日、日本労働組合評議會が、日本共産黨支持團體として内務大臣より禁止を受けたこと既に述べた所である。

労働組合取締の任に當つては、其の組合の内在的運動實體を確實に把握することに努めねばならない。組合運動表面の主張が、経済的範圍に屬し、其の活動の形式が一般的であるとしても、其の主義と運動の内在的眞意が社會革命にあるが如き、所謂「赤色労働組合」に對しては、斷乎として其の結合を禁止し、團結を解體せしめねばならないのである。

第四章 労働爭議

第一節 労働爭議の意義

廣義の労働爭議 労働爭議の意義を廣く解するときは、労働關係を中心とした一切の紛議であると言ひ得るであらう、此の意義に於ては單に資本案即ち雇主、と労働者との間の紛議のみならず、労働關係を中心にして、國家及公共團體と労働者との間に於ける紛議、例へば最低賃銀法、労働時間制限法、失業保險法等の制定を要求する爲に行ふ所の運動の如きもこれを包含し得るであらう。

狭義の労働爭議 しかし現今労働爭議と言つた場合は斯る廣義のものを意味するものではなくて、専ら資本案即ち雇主と労働者との間に、労働條件を中心として生ずる紛議を指稱するものである。

第二節 労働争議の分類

個人争議 労働争議は其の行はるゝ當事者の關係から分類して、個人争議と團體争議に分つことが出来る。個人争議とは個々の資本家即ち雇主個人と、個々の労働者との間に於ける紛議である。例へば、雇主が特別の契約をして置きながら其の賃銀を支拂はぬとか、或は工場で作業中負傷をして遂に不具者となつたのに雇主は治療代も碌々支拂はぬ。將來の生活を保證する爲と慰藉の爲に金幾何を支拂へと言つたやうな争ひが起ることがあるが、斯る場合を稱して個人争議と名付けるのである。個人争議は其の當事者間に於て解決を見ざるときは、通常民事裁判所に於て處理する、理想を言へば労働裁判所と言ふが如き特別裁判所の必要があるであらう。個人争議の場合には警察取締の對象となる場合が殆んどないからこれ以上觸れないこととする。

團體争議 今日の意味に於ける労働争議が資本家即ち雇主と、被傭者即ち労働者との間に行はるゝものが最も多いとすれば、それは勢ひ多數の當事者を抱擁する所の團體争議となるのである。即ち労働者階級の自覺運動が熾んになつて來ると、既に述べた如く彼等は總ての場合共同の動作

個人争議の處理

團體争議の處理

を執るやうになる、従つて労働者は雇主との間に起る労働條件に關する問題にしても個々別々に交渉するが如き手段を殆んど廢し總て團體的交渉に移つたのである、茲に於て資本家即ち雇主と労働者即ち被傭者團體との間に紛争が起ることとなつたのである。團體争議即ちこれである。

團體争議は普通一資本家、即ち一雇主と其の下に就業する労働者團體との間に行はるゝものとされてゐるが、又資本家團體即ち多數の資本家と、多數の労働者團體との間に行はるゝこともある、即ち數工場に働く労働者が團結して其の工場の監理者たる數人の資本家に對抗する所謂大規模の労働争議がそれである、近來其の傾向が特に著しくなつたことは注意に値する。

第三節 争議發生の原因

労働争議は如何にして發生するか、其の原因を知つておくことは必要なことである、争議の根本的原因即ち運動の根本目的の何んであるかは第一章第二節に於て述べた、それ故此處では争議の直接原因即ち動機となるものに就て一言する。

労働争議の發生は、其の端を資本家側に發する場合と、労働者側に發する場合とがある。先づ

資本家側に原因するもの

第四章 労働争議の分類 第二節 労働争議の分類 第三節 争議發生

資本家側に見るならば、

(イ) 賃銀の値下。(ロ) 賃銀支拂方法の改正。(ハ) 賃銀不拂。(ニ) 解雇

等を其の主なるものとして挙げ得るであらう。其の中賃金値下と、解雇が最も多くを占むる。賃銀の値下は財界の不況に起因する場合が多いが又經營拙劣事業不振から來る場合もある。解雇も同様に財界不況や事業不振から經營縮少の爲解雇を餘儀なくせしめられることもあるが、又感情問題から組合の左傾分子の解雇を爲す場合等がある、斯る場合僅か一人か二人の解雇に端を發して遂に大争議を見た例は數多くある。

次に労働者の要求に端を爲すものは、

- (イ) 賃銀値上。(ロ) 賃銀支拂方法の改正。(ハ) 解雇手當の要求。(ニ) 復職要求。(*) 待遇改善。
- (ヘ) 組合の確立

其他感情的原因に端を發する場合も相當にあるが、別に説明の要もなからうと思ふから省略しておく。

労働者側の要求

第四節 争議手段と其の取締

労働争議の手段には種々の別がある。争議當事者、即ち資本家及労働者は各々自己の立場を有利ならしめ、其の主張を實現せしめんが爲に機宜に適した手段所謂戦術なるものを考究して相争ふものである。今其の主なるものを挙げて見るならば、先づ労働者の行ふ手段に、同盟罷業、怠業(サボタージュ)ボイコット等があり、資本家側の行ふ手段として、工場閉鎖、黒表等がある。其の内警察取締上特に重要なものは同盟罷業であるから、これに關しては別に節を分ちて述べることにし、以下其の他の手段に就て大要を考察して見やう。

第一 怠業(サボタージュ)

これは労働者側が行ふ争議手段の一であつて、労働者が相謀つて故意に労働を緩漫ならしむることによつて争議の目的即ち要求の實現を圖らんとするものである。

多くの場合「安全週間」「安全デー」の名に依つて行はれる、其の具體的例を示すならば、曾て東京市電従業員を試みたる「安全デー」即ち運輸規程、取締法規等を形式的に勵行することに

同盟罷業

怠業の手

安全デー

よつて、事故を防止し、交通の安全を圖るを名として、電車、自動車の速力を特に緩慢ならしめるのである。

此の方法が統一的全般的に行はれた場合は事業主に大なる打撃を與へる。會て市電従業員之を行ひたる際の如き乗客は各停留所に黒山の如く停滞し、民衆をして怨嗟の聲を沸騰せしめたことがある。

又、此の手段が工場内で行はるゝときは、機械の活動を緩慢ならしめ、労働者の就業は殆んど名のみとなり、同一労働時間を以て其の生産力の上に大なる減退を來さしむるものである、何れにしても事業主は大打撃を蒙ることを免れ得ないのである。

斯る手段が平穩に行はるゝ場合は争議手段の一種として、警察權の干渉すべき性質のものでないが、交通機關の如き社會公益上重大なる影響のある業務に関しては、斯る手段に出でざるやう事前の取締を必要とすると共に、若し發生の場合は速かに解決すべく取締の中正を期すべきである。

第二 ボイコット（悪評宣傳）

企業に對する取締

ボイコットの手段

不買同盟

企業取締

工場閉鎖の手段

閉鎖し團體解雇

この手段は直接資本家即ち雇主に向つて爲さるゝものではない。當事者以外の第三者に對して特定企業者即ち争議の相手方たる資本家の生産品に對する大衆的非買を宣傳する方法である。生産品の粗悪又は非衛生的なることを大衆に宣傳して、不買同盟を爲さしめ、以て資本家に痛撃を與へんとする手段である。これ又争議手段として認めらるゝ範圍に止まるものであるならば、警察權の干渉すべき性質のものではないが、此の種の手段は往々にして、不實の悪宣傳となり従つて營業者が誹謗せられ、營業の妨害と爲ることがあるが、斯る場合は、名譽、信用、或は營業に關する侵害行爲として刑事上の責任を生ずる場合があることを注意しなければならぬ。

第三 工場閉鎖

これは専ら資本家側の行ふ争議手段である。争議が永續して解決困難になると、よく資本家は此の手段に出づることがある。即ち、争議發生の場合資本家側は自己の主張を固守して譲らず、労働者側は又飽く迄要求貫徹の態度に出でた場合、資本家は争議を自己に有利に解決せん爲に、一時工場を閉鎖して經營を中止し、全部の労働者を解雇するか、又は多數の労働者を同時に解雇する手段である。閉鎖し、團體解雇の名がよく用ひられるのは即ちこれである。

先般東京モスの争議の場合工場主側が三千数百人の男女工（争議に關與してゐた）を同時に解雇した如き近き一例である。此の手段は資本家の行ふ争議手段として最も有效なるものであり、争議解決の方法として止むを得ない場合があるであらうが、又一面同時に多数の失業者を出すものであつて、人道上非難さるべき場合があるであらう。又延いては、労働者側を激昂せしめて勢の起る所、遂に騒擾暴行を敢てせしめる場合を惹起する虞があるから、斯る場合、警察當局は特に慎重なる態度を以て其の情勢に注意を拂はねばならない。双方に充分警告を與へると共に、萬一の場合に處する準備と覚悟が常に必要である。

第四 黒表

これは恰も労働者側の行ふボイコットに對峙するものであつて、労働者中特殊な者——（多くは組合の左傾分子、争議煽動者）——の如き者を解雇し、且之を他の資本家に通報して何れの資本家も之を雇入れざる手段である。これ又、争議勃發の際必ず資本家の用ひる手段であるが、此の場合も注意すべきことは、解雇された左傾分子は愈々敵愾心を強くして争議を激化せしめる虞があることである。他の争議員又これに同情して態度を強化し、折角解決の燭光を見たる争議も

遂に流血の不祥事を惹起するが如き結果に到ることがあるから、取締官意は斯る場合解雇者の行動に就ては觀察を怠らぬやう心掛けること言ふ迄もない。

第五節 同盟罷業の性質と其の手段

第一 同盟罷業の意義と性質

一 同盟罷業とは、多数の労働者が労働條件の維持改善を目的として、同時に共同して労働を休止することである。同盟罷業は労働者が資本家に對する闘争手段として最も多く行はるゝものであり、且つ最も強力有效なるものである。普通は一企業家或は一工場に屬する労働者の全部又は一部が共同して就業を休止することによつて行はるゝが、時として、數企業家に屬する數團體の労働者が相通じて同時に罷業を行ふ場合がある、近來特に其の傾向の多いことは注意に値する問題である。

同盟罷業は、多数の労働者が統制ある組織的労働中止を爲すものであるから、若し多数の者が同時に休業の状態にあつても、それが偶然の事象であり、其の間聯絡なく組織的統制なき場

合は單なる休業であつて同盟罷業ではない。

しかし、罷業の當事者たる多數の労働者は必ずしも其の全部が同時に労働を中止する必要なく、昨日五十人、今日百人、明日百五十人と言ふが如く漸次に擴大する場合も又同盟罷業であり、尙同一工場に就業する者が全部罷業することも要件ではなく、其の中の一部署の者が罷業するのも亦同盟罷業である、斯る場合を部分罷業と名づける。

要は、雇主側に對して、或る程度の壓迫と影響を與へしむるに足る人数であれば同盟罷業たるには變りはない。

二 次に同盟罷業の性質及法律上の效果に就て一言しなければならぬ。

同盟罷業は、其の相手方たる企業家に對して經濟上多大の損害を與へしめるのみならず、其の大衆行動は一見暴動行爲であり、資本家に對する脅迫、或は業務妨害と見做し得る場合があるが、此等は刑事上の犯罪を構成し、民事上不法行爲として損害賠償の責に任すべきか否かの問題が起るであらう。

若し、同盟罷業が法律上許容されざる行爲であるとするならば、勿論以上の如き責任がある

ものと言はねばならないが、現今其の責を問はざる所以は、所謂「同盟罷業權」なるものを認むるが爲である。

同盟罷業は、それが争議手段として認容し得る範圍のものであるならば、夫れ自體犯罪を構成するものでなく又不法行爲となるものでもないのである。

然らば同盟罷業權とは如何なる性質の權利であるか、これに關して學者は或は憲法上の自由權の一種であるとなし、又は特殊な社會法上の權利であると説くのであるが、斯る法學上の理論はさておき、現在罷業其のものを禁止し居らざる以上一種の自由權に屬するものであることは異論のない所であらう。治安警察法十七條の撤廢の如き、此の邊の消息を知るに足る資料となるであらう。

尙、終りに一言すべきことは、同盟罷業は労働契約を破棄するものでないことである。昔は罷業の敢行と同時に労働契約は破棄されたものと考へられてゐたのであるが、罷業の目的本質から考察したとき労働者側に契約破棄の意思なきこと明であり、従つて罷業の終結を見たときは新たな雇入契約を必要とするものではなく、罷業以前の契約が尙繼續するものと見るのが

近時の學者の通説である。

第二 同盟罷業の方法

同盟罷業は多数労働者の統制ある組織的労働中止であることに前に述べた通りである。それ故、同盟罷業には組織と統制が第一要件を爲してゐる、然らば此の組織統制は何人の手に依つて行はれるか、これに當るものが即ち労働組合である。今日如何なる僻地の小工場に働らいてゐる労働者でも殆んど餘す所なく組合を組織してゐる。一定工場に隷屬しない所謂自由労働者と雖も或は協同組合を組織し、或は何れかの労働組合に加入してゐる。従つて何れの生産部門に於て同盟罷業が行はれる場合でも常に必ず之を指導し統制してゐるものは労働組合である。

然らば、同盟罷業は組合の統制の許に如何なる手段に依つて行はるか。これには豫め定められた一定の規範がある譯ではないが、組合の幹部所謂指導者達は、常に罷業戦術なるものを考究して事に當つてゐる、従つて其處に自ら一定の「型」があり、略々同一の手段に依つて行はるゝことを知り得るのである。以下大要を考察して見やう。

一 罷業の實行

先づ順序として罷業を行ふに至る経路を見なければならぬ。

同盟罷業は決して突發的に行はるゝものではない、必ずやそれに至るべき相當の経路を踏んで行はるゝものである。以下二三の例を引いてこれを見てみやう。

争議の火蓋は労働者側から切られるのを普通とするが、又資本案側の挑戦に因る場合もかなり多いことに述べておいた通りである。

今、此處に甲工場に働らいてゐる労働者一千名が、賃銀を一割増額するか、或は就業時間を一時間短縮するか何れかを容れられたいと言ふ要求を工場主側に提出したとする。此の場合素直に工場主側が之に應ずれば問題は起らぬが、恐らく二者其の何れをも拒絶するであらう。拒絶するに就ては工場主側もそれ相當の理由を付ける。しかし如何に立派な理由を附して來ても、労働者側（多くは労働組合の名を以て爲されるか、或は組合の幹部が代表者の名を以て爲すのを普通とするから以下組合の文字を用ふ場合があるかも知れない）はそんなことで決して矛を納めるものではない。斯くして接渉を重ねること數回、到底平穩なる手段を以てしては要求を容れられざるとを知ると、組合側は罷業に移ることを通告する、或は通告を爲さずして直ち

罷業の主
體は労働
組合であ
る

要求提示

接渉

罷業の通
告

に罷業戦に出づるのである。

新しくして先づ罷業の幕が切つて落されることになるのであるが、此の場合注意すべきこと罷業の波及である。即ち同一産業部門に属する他工場の労働者が共同の利害を感じて同じく罷業を執行する場合のあることである。例へば甲印刷工場の労働者が罷業戦に入つたとき、乙印刷工場の職工が同じ要求を携げて罷業を執行するが如きそれである。

尤も近來は、同一産業部門に属する数工場の労働者が組合指導の許に同時に罷業を執行する傾向が多くなつたが、此の場合に於ても尙他に波及の虞あること勿論である。

尙、近來多く例を見るものに所謂「同情罷業」なるものがある。これは既に開始された罷業を有効ならしめる爲に行ふものであつて、電車従業員の罷業を救ける爲に乗合自動車の従業員が罷業するが如きそれである。

以上の外罷業の波及し擴大する態様は幾多存するであらうが、冗長に渉るから略しておく。

二 示威運動（デモンストレーション）

罷業手段中最も有効なるものとして殆んど例外なしに行はるゝのは示威運動である。示威運

動の方法は讀者の既に知らるゝ如く、多數の労働者が隊伍を組んで練り歩くことに依つて行はれる。

示威運動の目的は言ふ迄もなく其の文字の示す通り多衆の威力を示すことにあり、資本家に對する威壓に外ならない。随つて其の示威行列は決して單なる行列に終るものではない。あらゆる手段を講じ、許さるゝ限りの方法を以て氣勢を添へ、脅嚇的なる行動に出づるものである。今彼等が最も多く用ふる二三の例を擧げてみやう。

第一は旗を用ふることである。一見旗行列の觀がある位彼等は多くの旗を用ふることがある。しかも其の旗たるや決して通常一般の旗ではない、長旗、組合旗、三角旗、其他多種多様のものを使用する、長旗には多く「××労働組合萬歳！」「勝利は團結にあり！」「萬國の労働者團結せよ！」「××會社を葬れ！」などのスローガンを記し、組合旗、三角旗、手旗など、赤、黒に色彩した一見不氣味な多くの旗を列ねて氣勢を添へるものである。

次に、示威運動に参加する労働者は、特に悽慘を感じしめるが如き服装を選ぶものである。彼等は一般人をして境遇の悲惨なることを示して同情を買はんとする一方資本家に對しては「

罷業の波及

同情罷業

示威運動の方法

旗の使用

服装

放歌

種の壓迫を感じしむるが如き容装をするのである。

第三に、示威運動の氣勢を特に増すものは彼等が行進中に高唱する「歌」である、此の歌も決して彼等は平凡なるものを用ひない、労働歌、組合歌、或は時に革命歌をも高唱することがある。これ等は單に會社側に恐怖心を抱かしむるのみならず、群集心裡を煽つて暴動に轉化するが如き場合があるのである。

三 演説會、ピラの撒布

同盟罷業の行はるゝ場合、罷業者側は一方に於て示威運動を行つて直接に會社側を威嚇し、他方に於ては又頻りに演説會を催して會社側の非を社會に宣傳する。「××争議批判演説會」「××會社暴狀暴露演説會」などの名の下に會社側の悪宣傳を爲し輿論を喚起すると共に一面罷業團員の結果を固めんことに努力するのである。

又罷業團員は、争議中あらゆる機會を捉へて宣傳ピラの撒布を試みる、資本家を呪詛し、官憲を罵倒し、労働者の結束を固め、闘争を煽動するが如き、又中には暴行、騷擾を煽動するが如き不遜矯激なる宣傳ピラを撒布するものである。街頭に、演説會場に、或は工場内に、寄宿

ピラの撒布

演説會の目的

舎内に、食堂にあらゆる場所にピラを撒布し又はポスターを貼付するのである。

四 面會強要

罷業戦に入つてから、労働者側即ち罷業者側が各種の方法で運動を行ふこと前述の如くであるが、其の間と雖も會社側と全く没交渉で居る譯ではない、直接、間接に表面から威壓して置きながら内部に於ては又交渉を怠らないのである。而も度々折衝を重ねるにつれて工場主側は面會を避けるやうになる。すると罷業者側が行ふのが此の面會強要の手段である。

組合の代表者が社長か重役の私邸を訪問して不在だと言ふと、「それではお歸りまで待たせて頂きます」と言つて玄關に坐り込むのである、そして夜が更けても強情に歸らない、曾て大正十五年十一月豊田織機會社の争議の際、門前に藁を布き粥をすゝつて徹宵坐り込んだと言ふことである。

尙、此の面會強要の手段として、夜間、重役や社長の宅を訪れ、數分間置き位に案内を乞ふて遂に家族をして朝迄就寢せしめないと云ふやうなことを爲すことがある。

五 其他の手段

面會強要の手段

以上の外労働争議の手段として述ぶる所のは多々あるであらう、しかし、其等は、彼等が時と場所に臨んで行ふ所謂「戦術」であり、系統的に説明することが頗る困難なるのみならず、殆んど其の繁に堪へないものがある。それ故、注意を要するものに就てのみ後の取締の節に於て觸れることとし、茲では其の説明を省略する。

第三 總同盟罷業（ゼネラル・ストライキ）

同盟罷業の一種であり。而も其の本質に於て経済闘争の範圍を逸脱したるものにして、取締上特に注意を要すべきものに所謂總同盟罷業がある。

總同盟罷業とは、罷業の範圍が一企業に止まらずして數多の同一企業乃至類似の企業に亘り、相互に聯絡統一して且同時に行はるゝ大規模の罷業を言ふのである、其の最も大規模なるものは全國の全産業を同時に休止せしめるものであつて、一切の生産、配給、交通運輸の機關は閉塞され、吾人の生活は忽にして脅威され、到底救し難き不穩なる手段である。

経済的直接行動を主張するサンチカリズム、無政府主義的労働組合は、特に此の總同盟罷業を主張する、蓋し彼等は、同盟罷業を以て單なる労働條件の維持改善若くは労働者階級の地位待遇

改善の手段となさずして、資本主義の根本組織を顛覆する手段なりとなし、總罷業を以て革命の導火線となさんとするものである、其の最も不良なること批判の餘地がない。

「ゼネストで戦へー」「ゼネストを執行せよ」と言ふが如きスローガンを掲げる事例を吾々はよく見聞することがあるが、斯くの如き主張は最早経済闘争の手段として認むべきものではないのであるから、徹底的に取締らねばならない。

第六節 同盟罷業の取締

同盟罷業が自由權の一種として認めらるゝ今日に於ては、如何に取締上必要ありと雖も罷業其のものを禁止することは出来ない譯である、警察權を以て強制的に就業せしむることは不可能である。

しかし、同盟罷業は早に勞資間の経済上大なる損害を來すのみならず、社會の治安を紊し、暴行、騷擾其他重大なる刑事上の犯罪が伴ふこと多く、従つて警察取締としても特に重要性を負ふるものである。以下罷業中行はるゝ主要なる争議手段即ち前節に於て述べた所に従つて取締の大

要を説明しやう。

第一 示威運動の取締

一 取締の基準

届出 罷業團が示威運動を爲さんとするときは、發起人即ち司會者より運動開始の十二時間前に、會同する場所、年月日時、及示威運動即ち隊伍の通過する路線を、所轄警察署に届出づることを要する。(治安警察法第四條)

故に示威運動が行はるゝ時は少くとも運動開始十二時間以前に届出がある筈であるが、應々にして意圖的に無届の進行はるゝことのあることを注意しなければならない、又他の目的で會合中の爭議團員が(批判演說會の如き)群衆心裡に煽られて俄かに示威運動に移ることがあることを豫め心掛けてゐなければならない。

それ故、罷業發生と共に警察官は常に周密に其の動靜を觀察して斯くの如き意識的無意識の無届運場を未前に察知し、適當の措置を講じなければならないのである。

尙、一言すべきことは、以上の如き無届示威運動が行はれたる場合、直ちに之を禁止すべき

無届運動

突發的示威

無届運動の取締

か否やの問題である。無届運動は勿論治安警察法第四條の違反であり、同二十一條の罰則があるが、しかし此の規定は示威運動其のものを禁止するの趣旨に非ずして、之を行ふ者に對して取締上の必要から警察義務を負担せしめたるものに過ぎないこと立法の形式に見て明である。それ故、無届運動の故のみを以てしては直ちに禁止すべき性質のものではなく、其の實際行動に徴して必要あらば、運動上の制限、又は禁止を爲せば足るのである。違反は違反として處罰し得ること素より異論はない。

制 示 示威運動は其の性質上多くの危険性を含んでゐる、従つて之が取締に對しても遺憾なきを期さねばならない、治安警察法第八條は此の點に鑑みて示威運動に對して取締上必要と認むる場合は如何なる制限をも爲し得る規定を設けてゐる。

しからば如何なる範圍に於て制限を爲すべきであるかは事實を對象として其の場合の情勢に依つて考慮すべき問題であるが、大體の標準を示して見るならば凡そ次の如きものがある。

而して此の制限は、届出の際若くは届出後運動開始前相當の時間内に發起人(司會者)に對し、書面又は口頭を以て通告するのであるが、此の場合注意すべきことは克く其の制限を附し

たる趣旨を相手方に理解せしめることである、然らざれば反つて之を逆用せらるゝ虞れがある。

制限の一

- 一 酒氣を帯び若くは異様の服装を爲した者は参加せしめざること。
- 二 豫め部隊を編成し、秩序ある運動を爲すこと、特に出發の時混雑せざるやう相當準備し置くこと。
- 三 隊伍は一隊五十人以下とし(其の際の情勢に依つて三十人となし又百人となす)一隊毎に監督者を附すこと。
- 四 監督者は豫め其の住所氏名を届出、運動の際には特に標識を附し、隊伍の統制を爲し責任を負担すること。
- 五 行進は二列以下たること。(通路廣ければ四列となすも可なり)。
- 六 鐘鼓、法螺、喇叭又はメカホンの類を用ひ故らに氣勢を添へるが如き行爲を爲さざること。
- 七 旗幟は五歳以下(参加人員の多寡に依つて適當に定むること)となし、特に大形の物を用ひざること、尙之に記入すべき文字は單に其の團體名を現はす程度に止め豫め届出承認を受くること。
- 但し、團體、會旗、組合旗は此の限りに非らず。
- 八 行進歌、軍歌、若くは禮儀なる勞働歌以外に唱歌せざること。
- 九 運動中途中に於て演説を爲さざること。

禁止を爲す場合

- 一〇 運動の途次又は休憩の場所等に於て宣傳ビラの類を撒布せざること。
 - 一一 工場又は會社代表者方に赴く必要がある場合は十名以下の代表者を以てすること。
 - 一二 運動者は午後四時限り(秋冬の期は午後三時—日没後に到らざるやう考慮すること)となし、其の解散地は豫め届出置くこと。
 - 一三 取締の爲め部隊に警察官を附することあるべし。
 - 一四 治安上必要と認めたる場合は何時にても運動を禁止し若くは解散せしむることあるべし。
- 以上の要項を完全に守つたならば、恐らく示威運動は平穩無事に終るであらう、之を遵守せしむるや否やは一に取締官の技量に屬するものであつて、其の心的準備と機宜の措置に就ては尙詳しく述ぶる所のあるが冗長に亘るであらうから省略する。
- 要は監督者の手腕に俟つのみ。
- 禁止** 禁止は運動開始前の處分である。争議の情勢が極めて險惡になり、此の場合罷業團の團體運動を許すことは洵に危険である、暴行、騷擾に涉る虞れが濃厚である。と言ふが如き場合、或は叙上の如き制限を附した場合之に應ぜざるとき等に於て、示威運動夫れ自體が安寧秩序を害する危険のある場合は、其の届出あると否とを問はず、運動開始前に之を禁止し得

るのであり又之を要するのである。(治警第八條)

屋内集會に對しては如何に危険不穩なる空氣が漲つてゐても、開會以前に之を禁止する規定がないが、示威運動に關して之を認めてゐることは、憲法上の自由權(集會の自由、二九)の關係もあるであらうが取締上一顧に値するものがある。

解散を爲す場合

解散 一定の制限を附し、若くは之を附せずして示威運動を開始した場合、若し其の言論行動が治安に害ありと認められたときは、警察官は其の示威運動を解散せしめ得るのである。(治警八條) 解散は運動の實體を消滅せしむる點に於て禁止と同様であるが禁止は運動開始前の處分なるに反し解散は常に運動開始後の處分である。

然らば如何なる場合に解散を命ずべきであるか。これは當時に於ける客觀的情勢に依つて判断すべきものであつて一定の規範となるべきものがある譯ではないが、しかし大體に於て、前述の制限要項に就て見ることが出来るであらう。即ち、隊伍を亂して喧騒し、指定路線以外に殺倒し、或は革命歌を高唱して、工場を襲ひ、社長重役の宅に押寄せんとするが如き場合は、運動は既に示威の範圍を逸脱した暴動に屬するものと謂ひ得べく、解散を命ずるに躊躇を要し

ないであらう。

其の安寧秩序を保持する上に必要なりや否やは、當時の情勢に依つて判断すべき事實上の問題であつて取締の妥當を期するや否やは實に取締官の良否に依つて別るゝであらう。尙此の點に關しては後の説明に於て一言することとする。

二 取締の實際

以上の取締標準に基き警察法令を適用して實際に於て如何なる取締を爲すべきか、以下順を追ふて研究して見やう。

戒器
兇器
治警十三
條

携帶品の制限 示威運動参加者には戒器、兇器を携帶せしめてはならない、「戒器とは銃砲刀劍の如く人を殺傷するの目的を以て作られたるものを謂ひ、兇器とは庖丁小刀等の如く其の物の用法に依り人を殺傷するに足るものを謂ふ」と説明するのが普通のやうであるが、必ずしも斯る學問的見解を固持するの必要なく、其の法意は多衆運動を爲す上に「危険の虞ある物件」の携帶を禁ずるものなること明なるを以て、勞働者の手にせるハンマー、或はステツキは勿論手拭に包んで懐中する石礮も兇器として其の携帶を禁ずべきである。(治警十三條)

會又爆発物に關しては其の時と場所の如何を問はず、警察署長は安寧秩序を保持する爲必要と認むるときは其の携帯を禁止し得ることを明にしてゐる(治警十八條)が示威運動の際其の携帯を禁止すべきこと又當然である。

身體検査 以上の物件の携帯を禁止する爲に参加者に對して身體検査を行ふ必要のある場合がある。しかし、此れに關して違法呼はりをする者があるので、以下、其の法的根拠を特に明にしておきたい。

日本臣民は法律に據らずして逮捕、監禁、或は身體の搜索などされない所の自由權が憲法に依つて與へられてゐる、然るに多集運動(示威運動)の際の如き殆んど例外なしに身體検査をされる。身體検査は身體の搜索であり自由權の侵害である。如何なる法的根拠に基いて之を爲すや、と言ふが如き理屈を並べ立て、身體検査を拒む連中がある。これは假想でもなく想像にも非ず取締の第一線に起つ警察官が多く當面しつゝある事實問題である。

或る學者は、斯る場合に於ける身體の搜索權を認めたる適當なる法文を發見しないから違法であると言ひ、又或る人は現行法令に適當なる條文はないが「銃砲火藥類取締法第十條第二項に

稍類似の規定がある、即ち「行政官廳は、當該官吏をして銃砲火藥類を收藏する場所及これを收藏するの疑ある物件若くは帳簿その他の書類の検査を爲し得る」者を規定してゐるから、人の身邊即ち、袂、ポケット等を法文にいふ「銃砲火藥類を收藏するの疑ある物件」として検索すればいゝのだ」と説明してゐるが、たとへ違法でないとしても妥當を缺いた解釋と言はざるを得なく。

これに關して吾人は次の如く解する、しかも此の見解が最も正しき且つ妥當なる解釋であると言ひ得るであらう。

治安警察法十三條は「集會及多衆の運動に於ては武器又は兇器を携帯することを得ず」と規定し、其の第十八條に「行政官廳は安寧秩序を保持する爲必要と認むるときは武器、爆発物又は武器を仕込みたる物件の携帯を禁ずることを得」となしてゐること前述の通りであつて、此の場合の携帯禁止は形式上の禁止規定ではない。手に握り、肩に擔ひ、腰に帶んだ物のみを禁止する法意ではないのである、實質的なる携帯即ち其の何れの場所に所持するも其の携帯を禁止するの趣旨である。ポケットに納め、袂に忍ばせ、或は懷中してゐるものは携帯でないから、

否外部から発見し得ないから禁止し得ないと言ふならば恐らく此の規定は空文に過ぎないであらう、實際問題としても、火薬、ダイナマイトを包皮も爲さずして手に受け歩く者なく、小刀拳銃を置々しく肩に擔き手に携げて示威運動に参加する者は無いであらう。爆發物、拳銃、ナイフ等所謂危険の物件は一見外部より発見し得ざる所に所持し居るのが普通の状態である。果して然らば、斯る物件の携帯を禁止する爲に之を所持するであらう所の者の身體を檢索することは、何等他の規定を俟つ迄もなく當然爲し得るものなること洵に明なことである。多衆運動の際其の参加者に對して警察官が身體檢査を爲すことは以上の如き法的根據に基くものであつて、何等違法不當の誹を受くるものではないのである。

示威運動の際に於ける参加者の行動に就ては嚴重に警戒を爲さねばならない、僅か二三の者の言葉に端を發し、群衆心裡を煽つて忽ちにして暴動化し遂に流血の不幸事を惹起した實例は數多くある。

此の點に關して先づ注意を要すべきことは隊伍を亂さしめざることである。多衆運動届出の際附帯した制限の各項をよく遵守せしめることに努めると共に、故らに喧擾し、又は狂暴に涉

隊伍の整
理任務
の禁止

現場退去
治警十二
條

る者あるときは取締の任に在る警察官は直ちに制止しなければならぬ、而して若し其の制止の令に従はざる者あるときは現場より退去せしむべきである。(治警十二條)
二三の者が「ワツシヨ〜」を始め之に呼應して「行ケ〜」「押シカケロー〜」とやりかけた時、直ちに制止しないと勢を得て殺倒し、遂に暴動化することがある、又行列が偶々會社の附近或は工場主、重役の私邸附近に到つたとき一二の者が「ヤツ付ケロー〜」と一言したことが導火線となつて工場や私宅を襲撃して暴行、傷害、器物毀棄等の犯罪を犯し、多くの刑事被告人を出した例も幾多ある。

尙彼等は行列の進行につれて漸次最初の制限を無視し、或は革命歌、赤旗の歌、インタナシヨナルの歌等の不穩矯激なるものを合唱し、鐘鼓、メカホンの類を持ち出して之を鳴し、若くは制限外の旗幟を掲げて氣勢を添へんとすることがある、斯る場合も警察官は之を禁止すると共に尙應ぜざるものゝあるときは現場を退去せしめ又は檢束すべきも可なりである。(治警十六條、行政執行法一條)

尙又、彼等は行列中不穩ピラの撒布を行ふことが往々に繰り返さるゝが、これも亦初めより

不穩ピラ
撒布の禁
止

歌の禁止
鐘鼓
旗幟

制限し禁止しある行爲であるから苟も斯る計畫あることを知つた場合は未前に防止し、若し撤布に着手したる場合は直ちに禁止し必要に應じて當事者を檢束するも可なりである。(治警十六條、執行法一條)

爆發生

神戸の實

尙特に注意すべきことは群衆心理に支配された運動の爆發性である、大正十年神戸の川崎造船所争議の際、示威行列の進行中に、電氣局の樓上から偶然に落ちて來たイルミネーションの破片が行列を亂し、それに端を發して騒ぎ出し、瓦、石礫が飛び遂に警察官は抜劍せざるを得なかつたのである、其の結果實に百八十名の收監者を出した實例がある、示威運動は常に斯くの如き爆發性を含んでゐるものであることを忘れてはならない。

途上演説

途上演説會を爲さざること初めに於て制限してある所であるから、若し之を爲さんとする者あるときは其の内容の如何に依り禁止すべきものであること言ふ迄もない。(治警八條一六條)

治警十一條

警察官は示威運動に關して取締上必要と認めたる事項は如何なる事項をも尋問し得るのである。(治警十一條) 此の場合答辭すべき義務ある者は、發起人即ち司令者、又は幹部と目さるゝ者である、何人が幹部なりやは警察官の認定に依つて足る。

第二 演説會の取締

同盟罷業が發生したときは、一方に於て示威運動が行はるゝと共に、他方に於ては演説會を開催して、資本家側の惡宣傳を爲し、罷業者團の結束を固くして闘争を強化せしめんとするのである。

而して、其の目的の爲に行はるゝ演説會は屋内で行はるゝ場合があり、又屋外に於て行はるゝ場合がある。何れも集會なること言ふ迄もなく、集會に關しては、既に第一編第五章第五節に於て述べた所と其の取締に關しては別に異なる所がないであらうから、茲では説明の重複を避ける。

唯、同盟罷業の際殆んど例外なしに行はるゝところの示威運動の開始に當つて、其の士氣を鼓舞し氣勢を添へる爲に、所謂屋内演説なるものが行はれるものである。此の演説は當日の示威運動をして平穩に行はしむるか、或は不穩化せしめるかに関する重大な影響をへ與るものであるから、これが取締に關しては遺憾なきを期せねばならない。如何なる言論を許し如何なる言論を中止すべきかは最も具體的なる説明を要する問題であつて、僅かな紙數を以て到底爲し得ざる所であるが、今次に、本年(昭和四年)五月一日東京に於て行はれたメーデーの大示威運動出發に際し

示威運動開始の際に於ける演説會

で行はれた屋外演説會取締の實際の一端を示して参考にしたかと思ふ。大體に於て此の程度の標準を以て取締を爲したならば充分であらう。

實際の取締標準

——労働通信（五月十日付第一九〇號に依る）——（註は著者の附したるもの）

「支那階級のシツポにブラ下つて、其の鼻息を窺つてゐる左右兩社會民主主義者、之を我々が今日のメーデーを期として懸望ばし、吾々の進むべき道を——中止——

（註） 以下暴力煽動の虞がある。

「吾々は第九回までメーデーをやつて来たが、これまで此のメーデーを以て獲得した何物もなかつた。今年のメーデーこそは意義あらしめよ、今や東京に於けるゼイタクの殿堂三越にストライキが起つてゐる。今日のメーデーを期して三越に——中止

（註） この後を言はしむれば大衆の暴動を煽動する虞がある。

「吾々のメーデーは此迄幾多のスーガンを掲げて闘つて来たが、其の一として貫徹し得たものはなかつた。それは支那階級の野郎ばかりでなく、我々の力が足りむかつたのだ、今年東京のメーデーこそは今迄の様な葬式行列を止して——中止

（註） 以下暴力煽動となる虞がある。

「吾々無産階級は自然に與へられたものを資本家共に奪はれて終つた、そして與へられたものは死刑——中止

（註） 以下反連心の煽動となる虞がある。

「今や新編なるテロリズムの前に第十回メーデーを吾々は敢行するに至つた、此の日各地の戦國的労働者は一齊に起つて示威運動を敢行するのだ、資本家地主の手先を動める末盟共を戦慄せしめよ、メーデーは闘争の日——中止

（註） 以下暴動煽動となる虞がある。

「今日こそは工場牢獄の鐵鎖を打切つて労働者と云ふものゝ眞の力を示す日だ、今や帝國主義戦争は迫つてゐる——中止

（註） 以下暴力煽動となる虞がある。

「弾壓に次ぐ弾壓を押し切つて此の盛大なるメーデーは決行された、帝國主義戦争は——中止

（註） 帝國主義戦争の説明は不良なること言ふ迄もない。

「資本家階級が労働者を侮て無法な壓迫を加へるときは一たまりもなく爆發するであらう、治安維持法は——中止

（註） 以下暴力煽動となる虞がある。

「諸君！ 塵埃と云ふ言葉がある——中止

(註) 説明に及ばず。

「今や正に他進労働者の職保するところの帝國主義戦争の危機は迫りつゝある——中止

(註) 帝國主義戦争の説明不詳となる虞あり。

「熱血に燃ゆる全労働者諸君よ、今や労働者團結せよの警鐘は亂打され、吾等の胸は躍る、此の意義あるメーデーを單なるメーデーに終らしめず労働者の威力を支障階級に——中止

(註) 以下大衆暴動を煽動する虞あり。

「暴風の中をくゞつて第十回メーデーを敢行するに當つて此の吾等の示威運動の行動を決定せねばならぬ、今迄の如く早にお祭りの如き行列では駄目だ、先づ街頭に出でて——中止

(註) 同上。

「吾々のメーデーは来た、此處に掲げられたるスローガンを飽くまで貫徹させよ、吾々の威力を以て、而して最後はゼネラルストライキ——中止

(註) ゼネラルストライキの説明特に不良となる。

以上見た如く、辯論の取締は安寧秩序を害する言論を爲す虞ある直前に禁止すべきこと特に注意すべき所である、且又、會場の零團氣、會同者の動靜等よく參酌すること宜しきものない。

第五章 労働争議の調停

第一節 争議調停の意義

一 労働争議が一種の權利として法律上社會上認容せらるゝやうになり、同時に又労働運動が熾んになるに伴つて資本家と労働者との争ひ——即ち労働争議が増々激甚を加へるやうになつた。

労働争議の激化は、前述した如き警察取締の対象となることも多々あるが、又社會公益に重大なる影響を及ぼすことが尠くない、其の激甚なるものに於ては一國産業の發達の上に大なる支障を興ふるのみならず、電気、瓦斯、運輸等の所謂公益事業に關する争議に於ては直接社會公益を害する場合が尠くないのである、しかも、斯る場合に於ても、資本家は自己の利益自己の立場を固守して譲らず、労働者は又階級的に對峙して益々反抗の意氣を昂め、其の趨くまゝに放任したならば、吾々の社會生活の上に不便不利益を感ずることが、決して尠くないのである。

争議の激化

産業の發達を阻害する

社會公益の侵害

争議調停
の必要

調停法の
実施

争議調停
の意義

任意的處
理

それ故に、争議發生の場合それが社會の秩序に關係なき場合であつても、社會上人間生活の上に關係ある上は、一日も其の解決の早からんことを望むものである。此の目的の爲に、即ち労働争議の平和的解決の手段として生れたものが争議調停であり、我國に於ても大正十五年七月一日より労働争議調停法が施行せられてゐるのである。

二 争議調停は、労働者と資本家即ち雇主との間に於ける紛議を處理する手段であることは言ふ迄もない、しかも其の紛議は個別的なる紛議ではなく集團的争議即ち團體争議であらねばならないこと勿論である。個人争議に關する處理は別の機關に依つて取扱はれてゐること第四章第二節に於て一言した通りである。

しかして、茲に所謂争議調停は、任意的に争議を處理せしめる方法であつて、争議當事者の間に介在して兩者の意思の疎通を圖り、妥協互讓の途を促進して争議を解決せしめんとする任意的處理方法であつて當事者双方を強制し承服せしめる手段ではないのである。

第二節 調停委員會の開設

争議調停の任に當る機關は調停委員會である。しかして此の調停委員會を開設する權限は専ら行政官廳に屬し、その開設し得る場合は之を次の如く分ちてゐる。

一 公益事業

労働争議が公益事業に關して發生した場合は、行政官廳は争議當事者の何れかの一方の請求のみを以て調停委員會を開設することが出来る。又公益上必要と認めたときは當事者より請求なき場合に於ても自ら進んで之を開設することが出来るのである。しからば公益事業とは何か、調停法第一條は左の如く列挙してゐる。

- 一 蒸氣、電氣其の他の動力を使用する鐵道、軌道又は船舶に依り公衆の需要に應ずる運輸事業
- 二 公衆の用に供する郵便、電信又は電話の事業
- 三 公衆の需要に應ずる水道、電氣又は瓦斯供給の事業
- 四 以上の事業に電氣を供給する事業にして其の休止が以上の事業の進行を著しく阻害するもの

五 其他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの（但し現在に於ては勅令の指定なし）

六 陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍兵器廠、陸軍造兵廠、海軍工廠、要港部工作部、海軍火藥廠、海軍技術研究所、海軍艦艇本部製圖工場（十五年七月勅令二五三號）

二 其他の事業

公益事業として以上列挙した以外の事業例へば、紡績、製絲、機械、食料品製造等の事業に關する爭議に關しては、若し夫等の事業の停止が起つても直ちに以て公衆の日常生活に直接大なる影響を及ぼす性質のものでないから、國家が積極的に進んで調停を圖るの必要なく、當事者双方よりの請求があつて始めて委員會の開設を爲すことが出来るのである。

第三節 調停委員會の組織

一 調停委員會は九人の委員を以て組織される、其中六人は爭議の當事者双方より各同數即ち資本家（僱主）側から三人と、労働者側から三人とを選定せしめ、他の三人は右六人の委員を

委員會の
構成

して爭議に直接利害關係のない第三者から選定せしめて行政官廳が之を囑託するのである。此の場合囑託された委員は、正當の理由なくして之を辭することを許されないことになつてゐる。（三條）

委員の選
任

二 爭議當事者が行政官廳より委員會開設の通知を受けたときは、三日以内に委員を選定して届出ねばならない、若し此の届出がない場合は行政官廳は當事者に代つて自ら委員を選定する。かくて當事者側の委員選定が終ると、行政官廳は直ちに第三者よりなる委員の選定を當事者委員に要求する。此の場合當事者委員は四日以内に第三者委員を選定して届出ねばならない、此の届出なきときは官廳は委員に代つて自ら之を選定するのである、若し委員中缺員を生じた場合は前の例に準じて補充することになるのである。（四條五條）

第四節 委員會の開會及調停手續

一 委員の選定を終つたときは、行政官廳は直ちに調停委員會を招集して開會しなければならぬ。（六條）

委員の召
集

議長及其
の代理者

此の委員会には議長及其の代理者を置かねばならない、此の議長及代理者は當事者委員の選
定したる委員即ち中立委員の互選に依り投票の多数を得た者を以て之に充て、若し多数を得た
る者のないときは抽籤に依つて決めるのである。(七條)

委員会開
會の要件

二 委員会は議長又は其の代理者、及び各當事者の選定した委員各二名以上出席しなければ會議
を開くことが出来ない。(一〇條)而して其の議事は會期延長の決議の外は過半数を以て決し、

決議の要
件

可否同数なるときは、議長の決する所に依るのである(一二條)。尙又、調停委員会の議事は公
開しないことになつてゐる(一三條)。

調停の期
間

三 委員会は開會の日より十五日内に調停手続を結了しなければならぬ、但し必要なるときは
當事者委員全員の同意を以て延期することが出来ることになつてゐる(九條)。

報告

調停手続が結了したときは、委員会は其の顛末を行政官廳に報告しなければならぬ。若し
此の場合に於て争議が解決するに至らなかつたときは、委員会は其の報告に委員会の決議せる
争議調停案及び之に關する少数意見を添附し表示することが必要である(一八條)。

行政官廳の
手

行政官廳は右の報告の要旨を公表しなければならぬ(一七條)。但し争議が解決した場合に

公表せし
むる趣旨

於て當事者一方の委員が全部豫め反對の意思表示をした場合は此の限りではない(一五條)。
四 斯くして調停に關する報告の要旨を公表せしむる所以のものは、調停成立の場合は其の公正
なることを世論に訴へ、其の不成立の場合に於ても、其の内容を公表して一般輿論の批判に訴
へ、しかして争議の自發的解決を促さんとする趣旨に外ならないのである。

第五節 委員會の職務權限

職務

調停委員會は、勞働争議の解決に必要な調査及び審理を爲して其の調停を爲すことを職分と
する(八條)。

權限

調停とは争議當事者の間に立ちて、双方の意思の疎通を圖り、互讓妥協の途を講ずるものであ
ることは前に一言した通りである。斯る職務を遂行する爲には一定の權限がなくてはならない。
即ち、委員會は調停に必要な範圍に於ては、當事者又は其の代表者其他利害關係人又は參
考人に對して出席説明を求め、又は説明書類の提示を求むることが出来る(一三條)。
又必要なる範圍に於て委員をして作業所其他争議の關係場所に立入り、作業若しくは設備を視

察し、若くは關係者に質問せしむることが出来る。但し軍事上秘密を要する場所に就ては、此の限りではなく(一四條)。

第六節 争議調停中の取締

一 特定行為の禁止

行政官廳が、公益事業の争議に關して、當事者双方に對し調停委員會開設の通知を發したる以後に於ては、現に其の争議に關係ある資本家及労働者、並に其の屬する資本家團體、及び労働者團體の役員及事務員以外の者は調停手續の完了に至るまで次の如き目的を以て、其の争議に關係ある雇主又は労働者を誘惑若くは煽動することが出来ない(一九條)。此の規定は廢止され九治安警察法第十七條と略々同様の内容を持つてゐるものである。

一 使用者をして労働争議に關し、作業場を閉鎖し、作業を中止し、雇傭關係を破毀し、又は労働關係の申込を拒絶せしむること。

二 労働者の集會をして、労働争議に關し労働を中止し、作業の進行を阻害し、雇傭關係を破毀し、又

は雇傭關係申込を拒絶せしむること。

若し此の規定に違反した者は三月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金に處せられる(二二條)。

二 特定行為の處罰

調停委員會に出席説明又は説明書類の提出を求められた當事者、又は其の代表者、利害關係人、参考人が、若し虚偽の説明を爲したときは二百圓以下の罰金に處せられる(二二條)。又調停委員が調停に必要な範圍に於て作業所其他の争議關係場所に立入視察することを拒み、若くは之を妨げ、又は質問に對して答辯を爲さず、若くは虚偽の陳述を爲したときは二百圓以下の罰金に處せられる(二二條)。

次に委員又は委員であつた者が、故なく調停手續中其の權限行使の結果知り得た秘密を漏洩したときも亦二百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる(二二條)。

第六章 農民運動の概念

第一節 農民運動の意義

一 農民運動とは、農民が経済的利益乃至社会的地位の改善若くは解放を目的とした意思や感情を、集团的に表示する行爲を謂ふ。即ち貧農階級の利益を目標とした團體運動に外ならない。今日に於ける農民の大部分は経済的弱者の地位に置かれ、農業資本家即ち地主に對して階級的に被壓迫的の境地に置かれてゐる。それ故に現代に於ては多くの場合農民運動も階級運動の範疇に屬し、廣義に於ける社會運動の一重要部門を占めてゐるものであることは既に述べ來つた通りである。

二 農民運動は、農民の地位が變化することによつて其の形態を異にしてゐる。

其の最も初期に於ける所謂自由農民時代に於ては、農民の階級的運動と見るよりも、寧ろ他の産業に對する反抗運動として見るべきものが多かつた、即ち商工文明の發達、奴隸經濟に對する反抗運動が多かつたのである。

集團的意
思表示
農民の地
位
社會運動
の一都て
ある

初期の農
民運動

中世の農
民運動

然るに農民運動が第二期に入つて農奴時代になると、農民は全く支配者に對する隷屬的地位に置かれるやうになつた結果、此の時代に於ては支配に對する農民の階級的反抗運動となつて現はれた。中世ヨーロッパに於ける農民の反逆運動、封建時代に於ける我國の百姓一揆等が即ちそれである。

イギリス
フランス
ドイツ
ロシア

我國の例

例へば、西曆一三八一年及一五四九年英國に於ける農民の反逆暴動、一三五八年五月から七月にかけて行はれたフランスの農民戦争（これは搾取と虐待に堪へ兼ねた農民が蜂起して封建領主を葬らうとしたものであつた）一五二四年から同五年にかけて行はれた最も暴虐を極めたドイツの農民戦争、一六六六年ロシアに起つた農奴の叛亂等諸外國に於ける其の例である。

我國に於ても平安朝の末期から農奴の叛亂があつた。當時の一揆は國府を襲つて金員食糧を劫掠し、甚だしきは國司を殺したのもあつた。陽成天皇の時には筑後の國司が殺され、醍醐天皇の時代には上野の國司藤原厚裁等が殺されてゐる。足利時代に於ても農奴の反亂暴動は常なく行はれてゐたが、徳川時代に入つてからは百姓の反抗運動は殊に盛んになつた。其の中特に著しきものとして享和三年に於ける山形の百姓一揆、（此の一揆は百五十二ヶ村擧つての叛

嵐であつたと言ふ) 元和三年磐城平の一揆(此の一揆は總勢八萬四千餘人に涉つたと言ふ)等
を見ることが出来る。彼の義民として人口に膾炙される佐倉宗五郎の一擧も領主對百姓の間の
消息を知るに足るものがある。

三 然るに、近世の資本主義時代になると、資本主義的な思想が農村にも浸染し、農民の間に於
ても資本に對する階級的反抗思想が培養され、農民運動の形態も亦、都市に於ける賃銀労働者
階級の運動と接近したものとつたのである。近來激増した小作人組合即ち農民組合の運動そ
れである。此の運動に關しては以下順を追つて考察して見よう。

第二節 近世農民運動の理論

一 農業問題即ち農村の疲弊、農民の窮境を如何にして救済し打開するかは今日重要な問題と
なつてゐる。

此の問題を解決する爲には、先づ如何にして今日の如く農村が疲弊し農民が窮境に陥つたか
を考察しなければならぬ、しかして此の考察の如何によつて救済打開を目標とした運動の方

法論にも自ら異なるものがある。

此の農業問題の解剖と解決策に就ては現在大體に於て二つの潮流があること、後に述べる所
であるが、一般的考察をして見るならば凡そ次の如きものであらう。

二 資本主義の發達は必然的に農村を疲弊に導く。即ち、資本主義經濟の發達によつて、農村に
於ける自給自足の經濟組織は破られ總てが貨幣經濟となり、商工業の農業に對する壓迫が甚し
くなつた。曾ては生活必需品の大部分を自ら生産してゐた農民も、商工業の發達によつて今は
工業製品に依たねばなくなり、一方産業の中心が農業から商工業に移つた結果、商工業資
本家が政治的勢力を占めるに至つたために、農産物の價格に對する壓迫が加へられるやうにな
つた。何故ならば、農産物即ち生活資料の價格の騰貴は商工資本家の許に働く賃銀労働者の生
活費を膨脹せしむる爲に、賃銀労働者は生活維持の爲に賃銀の値上の要求となり、従つて生産
費の増加を來すからである。かくして農民は廉價な農産物を賣つて高價な商品を買はねばなら
なくなり、農村は一般的に疲弊に陥ることを餘儀なくせしめられると言ふのである。

三 斯くして、農村の疲弊は農民の生活難を生み、それは又必然的に生活難打開の爲にする共同

的な團體運動となつて現はれた、一方に又思想運動の洗禮を受けて、地主資本家に對する階級的な反抗思想を昂め、農民運動本來の經濟闘争は總て思想運動としての階級闘争と結びつけられて今日の如き農民運動を見るに到つたのである。

第七章 農民運動の二潮流

現代に於ける農民運動を大別して見ると、マルクス主義的な運動即ち農業革命の運動と、改良主義的運動の二つに分つことが出来るであらう。以下簡単に兩者の主張を考察して見やう。

第一節 農業マルクス主義

一 農業マルクス主義は、言ふ迄もなくマルクスの思想を其のまま農業問題に取れ入れたものである。一體マルクスは工業労働者即ちプロレタリア階級と資本家との關係に就ては精細に探求し闡明してゐるが、農業問題に關しては餘り多く觸れてゐない、彼は農業に就いても工業に於けると同様の法則が働くものと考察してゐたのである、それ故に後世のマルクス主義者はマルクスの闡明した資本の内在的運動法則を、彼の示した僅かな断片的な農業理論に其の儘當て嵌めやうとするのである。

二 然らば、マルクスは農業問題に關して如何なる考察をしてゐたかを見るに、「大工業は舊社

マルクス
と農業問
題

マルクス
の見解

會の藩屏たる自作農民を滅し、之を賃銀労働者たらしむる限りに於て、それは農業方面に最も革命的の影響を及すものである。斯くして農村に於ける社會的變革の要求及び階級對立の事實は、都會に於けるそれと等しくなり、舊來の最も陳腐にして不合理極る經營に代り、科學の意識的にして工藝的なる應用が現はれて来る」(資本論第一卷)と説いて、農業に於ても他の産業に於けると同様に大經營によつて小經營が減される、即ち大農經營者の爲に自作小農民は滅びて地主と貧農者との階級對立が明になることを述べてゐる。そして一切の生産機關と共に土地をも公有に移すことが農民問題解決の途であると主張するのである。

三 以上の如き農業マルクス主義を忠實に信奉して來たのはドイツ社會民主黨であつた。ドイツ社會民主黨は一八七〇年から一八九一年に至る二十年間は全く斯くの如きマルクスの思想を繼承してゐた。同黨の最も急進的指導者であつたリープクネヒトは其の著「土地問題論」の中で「農業上の小企業が大企業との競争に耐へ得ないのは、恰も工業に於ける小企業と大企業との關係に等しい。——そして其の没落しつつある小農を救ふには土地の私有を社會の公有に改むる外手段がない」と説き、而してこれが實現の手段として、都市に於ける工業労働者と農村に

ドイツ社
會民主黨

リープク
ネヒトの
土地問題
論

於ける農業労働者の提携共同によつて、共同の敵である所の資本家及地主に對して闘ふの外な
いと主張してゐるのである。

四 今日に於ける農業マルクス主義の最も急進的であり戰闘的であるものは第三インターナシヨ
ナルの指導理論に基くそれである。其の基礎的理論に於ては以上述べた所と殆んど異なる所は
ないが、ドイツ社會民主黨は其の後實際政策の上から農民問題に関する見解が稍改良的となつ
たのに反して第三インターナシヨナルに依る農業問題指導理論は飽く迄革命的である點に差異
がある。

第三インターナシヨナル即共產主義的見地による農業革命の運動は、今日の農民運動として
警察取締上特に重要なものに屬する。此の主張は言ふ迄もなく農民と工場労働者との共同闘
争に依つて社會革命を遂行して、資本は労働者の共同管理へ土地は農民の手へ、——の目的を
達せんとするものであつて、最早農民の經濟運動と見るべきものに非ずして思想運動の範圍に
屬するものであつて、其の不合理であり、ゆるし難きものであること既に批判しつくした所
である。

第三イン
ターナシ
ヨナル

五 我國に於ても此の系統に屬する農民運動が行はれつゝあることを吾々は知る。

現に我國に於ける共產主義的色彩濃厚なるものとして結社禁止の處分を受けた、「農民労働黨」及「労働農民黨」竝に「新黨準備會」そして現在非合法的存在である所の「政治的自由獲得労働同盟」の支持團體の中に「日本農民組合」「全國農民組合有志」があることは此の事實を明に物語つてゐる。今其の邊の事業を知る爲に、雜誌「マルクス主義」に現れた彼等の主張の一節を引用してみよう。

「貧農と小農とは、最も壓迫され搾取されてゐる階級層である。最も土地への渴望に燃えてゐる階級である。最も大地主の優越と横暴とに痛憤してゐる階級である。就中、貧農は土地を全然持たぬ。その地位は半プロレタリア的である。その地位は益々悪化し、家の中に何一つ残るものもなくなり、娘は紡績や製糸に女工に賣られ、その子弟、または一家全體が離村し、プロレタリア化して行く——」(同紙五四號、七頁)

「この農民は、資本主義の下に於ける最も革命的な階級、その「墓掘人」たるプロレタリアと結合し後者の指導の下に協同してこそその勝利を期することが出来る。資本主義の發展した今日では、農民の闘争は、プロレタリアイトとの協同その指導なくしては勝利を得ることが出来ぬことを、多くの國々の

例が證明してゐる」(同上二〇頁)

「他たち農民は労働農民黨を組織しその闘争に参加したが、支配階級の没落前夜の斷末魔的暴壓のために再び解放され今では労働者農民の確固たる同盟の下に結集して、政治的自由を獲得して「労働者農民の政府樹立」の大道を果すべく、Xの都市プロレタリアイトのイニシアチーフの下に「政治的自由獲得労働同盟」を組織して戦つてゐる、また少數の農民は、社會民主主義者の黨、日本大衆黨にも組織されてはゐるが、それはやがて自分の利益のために、身を以て決死的に闘争して呉れる唯一の味方の旗の下に集るだらうし、またさうせねばならぬ。(同紙四年四月號二頁)

六 しかし、以上の如き見解は、農業の特殊性を探究せず、農民の心裡を考察せざる偏見である。

既に述べた如く、マルクスが研究の對象としたものは、都市に於ける資本家的生産とそれに從屬した工業労働者が主たるものであつたのである。従つて彼は農業問題に關しては其の實質を深く探究することなくして、資本の内在的運動法則に關する一般的抽象的見解を以て、農業問題をも律し去らんとしたのである。

既に讀者の知らるゝ如く、農業の實際即ち農民生産の法則と、商工業のそれとは次に指摘するが如き根本的に異なる多くのものがあることをマルクスは度外視してゐたのである。自然産

業と、工業生産とを同一法則の下に考察せんとした所に重大なる誤謬のあることを知らねばならぬ。

(一) 土地所有の觀念を離れて農産業の發達はあり得ない。

マルクス主義は土地の私有を否認する、彼等が「土地を農民の手へ」と言つたやうなスロガンを掲げて、恰も現在地主の所有してゐる土地を奪つて農民の手に與へるが如く宣傳してゐるのは、貧農大衆をして階級闘争の渦中に引入れんとする爲の好餌に過ぎないことを知らねばならぬ。

農民が土地に對して、如何に深き執着心を持つてゐるかは敢て多く言ふを要しない所であらう。土地所有の觀念を離れて耕地の改良はあり得ない。收穫の自由所得を許さない所に農産業の進歩發達はあり得ない、土地の所有は禁じられ、收穫物は其の多寡を問はず收奪せらるゝとしたならば農産業は恐らく自滅の外ないであらう。

現にロシアに於ても革命直後はマルクスの教理に従つて、地主の土地を奪つてソヴィエトの支配に移し、農民をして耕作せしめ其の生産物の全部をソヴィエトに收奪してゐた。

土地の所有

ロシアの
實情

農民は如何に多量に生産しても辛ふじて生活し得る程度の配給を受くるに過ぎなかつた、若しも農民が收穫物の提出を拒んだときは武力を以てしても之を收奪した。其の結果農民は労働をしなくなり、農業に著しく不熱心となつた。そして、一、二年を出でずして農産物の收穫高は著しく激減したのである。斯くて、ソヴィエトロシアも土地所有の觀念が農産業の上に如何に重要であるかを知つて、今日に於ては大體革命前の如く農民の土地所有を認めざるを得なくなつたのである。しかし今日のロシアの農民は横暴專制のソヴィエト支配の下に困窮と不安に満ちた生活をしてゐるのであつて、全く革命前の理想を裏切られてゐるのである。

(二) 農業は資本主義發達法則の支配を受けない。

農業生産は工業生産と其の發達法則を異にしてゐること吾々の既に知る所である。

(イ) 先づ第一に農産物の需要は不變性を持つてゐることを注意しなければならぬ、即ち農産物の需要は他の商品の如く伸縮自在のものではない、商品の多くは大量生産に依り廉價となれば廉價そのものが需要を呼んで増々其の生産を助長する、然るに農産物に於ては

農産物の
需要は不
變性があ
る

如何に生産が増加しても、供給過多に依つて廉價となつても、人類の生理的變化を來さざる限りそれに比例した需要の増加を見るものではない。例へば近來流行の圓本は大量生産に依る廉價供給が需要を生んで其の販路を開拓しつゝあるが、米や野菜が大量生産に依つて如何に廉價となつても一人で二人分三人分の食物を取り得るものでなく三年五年の食糧を保管し得るものでない、又假りに保管し得るとすれば以後の三年五年は全く需要の途を断たれることになり結局人間の激増を見ない限り需要の増加を見ないことになる。需要の増加の可能性がない所へ、大資本を投じて大機械採用の競争を行ふ筈がなく、資本の發達法則が農村に適用されざる理由即ちこゝに存するのである。

(ロ) 次に農業は生産物の範圍が限られてゐることを知らねばならない。農業生産が如何に發達し増大しても生産機關を生産することは不可能である。工業に於ては機械を作る機械が必要であり、機械の發達は益々生産部門を多くするが、農業に在つては如何に生産力が増大しても米を作り出す機械や田圃を造る生産部門は出來やう筈がない、それは依然として消費資料の生産に止まる、農業は米、麥、芋、豆、野菜を作る以外に生産部門を開拓し

生産物の
範圍が限
定されて
ゐる

得る途がない、従つて此の理由に依つても農業生産に資本の發達法則は適用されないことになる。

(三) 以上の諸點を綜合考究して見ると、農業に於てはマルクスの言つた如く資本の集中蓄積が行はるゝものでなく、又大規模經營の大農法が行はるゝものではない(土地には一定の制限があることも考へねばならない)従つて小中自作農が倒れて大農のみ發達し貧農階級を増大して所謂農業プロレタリアの群を多くすると言ふ現象が現はれるものではないのである。要するに農業問題に關するマルクスの見解は全く見當外れのしたものであることを吾々は知り得るのである。

第二節 農業改良主義

一 農業改良主義は、農民自身の經濟的實際運動と國家の保護立法に依つて貧農階級の窮狀を打開し、農民大衆の社會的地位の向上及經濟的利益の増進を圖らんとする主義である。即ちマルクスの主張するが如き革命手段に依らず専ら改良政策と經濟運動に依つて農業問題を解決せん

改良主義
の意義

とするものである。

十九世紀末葉マルクスの社會主義が漸く歐洲の社會運動界を風靡するに至つたとき、農業問題に關してもマルクスの意見が直ちに取入れられたのであつた。即ち前節に述べた所の所謂農業マルクス主義が運動を指導してゐた、そして此の見解を最も忠實に守つてゐたのはドイツの社會民主黨であつたのである。

二 然るに一八九三、四年頃より農業問題に關するマルクスの見解が、眞に農民運動を正しく指導するものでないと言ふことを實際運動の上から痛感するに至り、同黨の傳統的農業理論に對する態度が漸く動搖し始めた、殊にフォルマーやグヰットはマルクス主義の見解が幾多の誤謬を含むことを指摘して改良主義を提唱するに至つたのである。即ち、大農組織が小農組織に優れてゐて、前者が後者を没落せしめると言ふこと、言葉を変へて言へば、小中自作農民は大農者の爲に壓倒されて貧農階級に没落すると言ふマルクスの見解は事實に依つて裏切られた、又科學的農具の進歩が農業の將來を決定すると言ふこともあり得ない、大機械の使用は返つて農業の生産費を減少せしめないのみならず生産物の量を減少せしめてゐる。と言ふが如き理

農業マルクス主義の見解

由を擧げて、「農民の眞の心は革命など望んでゐない、農民が現在眞に望んでゐるものは經濟的地位の改良である。それ故に、農業の危機と農民の困窮を救ふ爲には、直接經濟上の利益を目的とした運動と、そして國家の保護立法に依らなければならない」と主張したのである。

斯くして、ドイツ社會民主黨の内部には農業マルクス主義と農業改良主義の二様の見解があつたが一八九四年以後大體二者を折衷した意見を採用するに至つたのである。

三 農業改良主義は大要以上の如きものであつて農業マルクス主義とは其の理論に於て又運動の方法論に於て大いに異なる所があるので、此の二者の系統を履んだ今日の農民運動は恰も共產主義と社會民主主義のその如く反目抗爭を續けてゐるのである。我國に於ける農民運動にもマルクス主義的のものがあること前節に於て引用した所であるが、改良主義に屬するものも亦存在する、今改良主義を率ずる農民組合（全日本農民組合）の機關紙に就て其の主張の一端を見るならば、其の思想的背景を窺ふに足るものがあるであらう。

「無産階級中農民階級を見ると、明なる二分野に分れてゐる。全國農民組合——左翼——全日本農民組合——右翼——、此の對立と交互が農民運動の全線である——」。

我國に於ける農業改良主義

「我國資本主義は徐々に誠に徐々に没落を過程してゐる。従つて我が無産階級運動はいま「突貫」すべき時期ではなく持久戦を戦ふべき時と我々は見るのである。」だが左翼理論家は戦闘的プロレタリアのみがなし得ると言ふ歴史的重大業の政行が明日に迫れるが如き重大なる誤謬を冒してゐる、かゝる根本的な誤謬の上に築かれた如何なる戦術をもが失敗であることは當然である——。

「彼等(全国農民組合を指す——著者)は農民を指導するに斯く考へる、勞農の協同戦線に依つて小農民を戦闘的プロレタリア黨の指導の下におくと同時に、小農民の諸々の反抗を全無産階級の政治行動の立場から利用し、指導し、促進し、是を轉化せしめやうと。今日の全国農民組合の指導精神の骨子なのだ、彼等の農民に対する唯一の關心事はその諸々の反抗である——。

「我國無産運動に於ける農民運動を規定するには、農民の経済的、政治的情勢が前提である。此の前提の正確さに於てこそ農民の運動上に於ける役割は正確に認識されるのである、第一に農民はその過剰な人口に押されて必然的にプロレタリア化して行くと言ふ公式に我々は反対するものである——。

「我々の見解は簡單である。(一)我國資本主義の検討に於て没落過程を徐々に誠に徐々に過程するものとする現段階論に基礎を置く。(二)農民の運動上に於ける役割を充分に評價し、農民運動のプロレタリア化戦術を辨明し、農民の現に有する意識から出發して是を反資本主義に結成する組織理論にあり。(三)あくまで農民の現実の「要求」を現実的に解決せんとする行動にある。(日本農民新聞第一號)

第八章 農民組合

第一節 農民組合の意義及目的

一 農民組合の意義

農民組合とは多數農民が共同の利益を維持し改善することを目的として結合した永續的の團體である。

農民組合を極めて廣い意味に解するならば地主に對抗する爲の小作人組合のみならず地主小作人間の抗争軌轍を緩和する爲の協調組合、小作人の反抗運動に備ふる爲の地主組合をも包含し得るであらう。

しかし、現今通常用ひらるゝ農民組合なる語は、斯る廣義のものに非ずして、農業資本家即ち地主に對抗して、小作条件の維持改善を圖り、又は農民の團體運動に依つて社會的経済的利益獲得を目的として結合せる農民大衆の團體を言ふのである、此の意味に於ける農民組合の構成員は其の大部分が貧農階級即ち小作人である、従つて農民組合と小作人組合とは異名同質

定義

廣義の組合

狭義の農民組合

小作人組合

經濟上の
目的

政治運動

政黨の組
織

階級闘争
への参加

消費組合

のものたる場合があり得る。

農民組合の目的は後に述べるが如く小作人即ち組合員の經濟上の利益を圖ることを主たる目的としたものであらねばならない、地主と小作人との間の利害即ち小作条件の維持改善を主たる目的としそれに附随して組合員の社會的政治的地位改善を圖るものであらねばならない。

それ故に、農民組合は政治團體であつてはならない、政治運動を直接の目的とした團體ではないのである、只經濟運動に随伴して行はるゝ政治運動は目的遂行の爲に必要な範圍内に於てのみ組合運動として認めらるゝであらう。しかし現在では多くの農民組合が政治團體としての政黨を組織して政治運動の表面に進出しつゝあることは吾々の既に知る所である。殊に近來農民組合は階級的色彩を濃厚にして、政治運動と相聯繫して階級闘争に参加するに至つたことは吾々の特に注意を要する點である。

次に又近來の農民組合は單に小作条件の維持改善を目的とするのみならず、農村消費組合、協同組合、又は購買組合等の主體となつて經濟上の利益を圖らんとしつゝあることを理解しておかねばならぬ。

農民の諸
欲求

思想的背
景

マルクス
主義的組
合

第二 農民組合の目的

一 農民組合の目的は前述した如く農民の經濟的利益増進を主眼としてゐる、即ち其の最も主なるものは現今の小作条件の改善にある。しかし、今日農民が望んでゐる所のものは單に小作条件の改善に止まらずして、農民の一般的經濟条件を改善する爲には他に幾多の案件がある。又農民の社會的自覺から、政治的社會的地位改善を欲求する多くのものがある、それ故に、農民組合の目的は、それ等總ての欲求を達成することにあるものと言ひ得るであらう。

二 農民組合の目的は、組合の甲乙を問はず同一である筈であるが、何れの國に於ても其の思想的背景によつて其の主張と具體的運動に相當異なつたものがある。

其の中特に注意を要すべきものは農業マルクス主義を奉ずる農民組合である。此の組合は社會革命を目的とするものであつて、農民の經濟上の利害や社會上の地位を運動項目に掲げてゐるのは階級闘争の手段たるに過ぎないと言ふのである。従つて此の組合は本質的に農民組合の範疇を脱したものであつて、思想運動、革命運動として理解すべきものである。(共産主義の項及農業マルクス主義の項参照)

改良主義を奉ずる組合に於ても具體的な主張に於ては多少の異なつた所がある。

我國に於て最初に組織された全國的組合は大正十一年四月神戸に於て創立された日本農民組合である。此の組合は始め改良主義を奉じてゐて、創立宣言及其の綱領は農民組合の理想と目的を表明した代表的なものであつた。其後大正十四年十二月農民労働黨組織に當つては唯一の支持團體となり左翼政治運動に投じた爲に其の宣言綱領に於てもかなり大きな變化を見るに至つた、しかして、其の思想的變化と共に幾多の分裂を生じて現在に於ては左翼、(マルクス主義系) 中間、右翼の三つの指導精神が農民組合を支配してゐるが、しかし幾多の情勢は之等指導精神の下に明確に組合の創立を許さざるものがある爲に、現在我國の農民組合は、同一組合内に於ても思想的には相異つた分野があることを知らねばならない。(第二節及卷末附録参照)

三 農民組合の目的は、前述した如く其の思想的背景の如何に依つて各々異なつたものがある。以下主要なる組合の宣言及綱領に就て其の目的を見やう。

大正十一年四月創立當時に於ける日本農民組合の宣言は

「農民は國の基であり、農民は國家の實である。日本はまだ農業國である。國民の七割は田圃に居住しまたその七割は小作人である。然るに積年の陋弊は田圃に充ち、土地兼併の惡風漸く現はれ、田圃も遂に資本主義の侵略するところとなり小作人は苦しみ、日雇は歎く、茲に我等は農民互助と友愛の精神を以て解放の途上に立つ。

我等は他を暴力を否定す、我等は思想の自由と、社會公益の大道に従ひ、眞理を愛し、妥協なき、解放を期せねばならぬ、即ち我等はたゞ農民の團結による合理的生産者組合により資本家に對抗するより他に道を持たないものである。

我等は急いでではならぬ、土地の社會化も、産業の自由も一瞬にしてなるものではない、春蒔く種子は秋まで待たねばならぬ、既に國際労働會議は農民組合の自由を保證した我等はこの世界の大事に従ひ倦むことなく歩み続けねばならぬ。

田圃に光明の照るまでには、猶幾百回の苦難を通過しなければならぬ。苦難を知らざるものは成功を知らざるものである。

日本の農民と團結せよ、而して田圃に、山林に、天與の自由を呼吸せよ、我等は公義の支配せる世界を創造せんがために、此處に犧牲と熱愛とを捧げて窮乏せる農民の解放を期す。

と言ひ、其の綱領には

- 一 我等農民は知識を養ひ、技術を研ぎ、徳性を涵養し、農業生活を享樂し、農村文化の完成を期す。
 - 二 我等は相愛扶助の力により相擁し相倚り農村文化の向上を期す。
 - 三 我等農民は穩健着實合理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す。
- と言つてゐたが、大正十五年の第五回大會に於ては其の宣言を

「前略——茲に於て地主と資本家階級は政府をして調停或は自作農制定維持の如き欺瞞的政策や、未嘗有の惡法たる治安維持法を制定し、農民運動を牽制し、或は威嚇し、而して自覺なき農民を欺瞞懷柔せんとしてゐるのである。

併し農業の疲弊は資本主義發展の必然の結果にして、農村の振興と農民の解放とは一つに保つて資本主義經濟組織の改造にあるは多言を要しない。

茲に於て農村の事情と我國の現状を直視して、計畫的方策を確立するの要がある此の爲めに我等の探らんとする具體的方策は、

- 一 都市労働階級との提携を更に緊密具體化する爲に最善の努力を盡し、
- 二 地主階級の攻撃及び欺瞞的懷柔策に對しては勇敢に抗争し、更に小作料を合理化し、耕作權を確立するは勿論、治安維持法、治安警察法、並に農民運動取締法令の撤廢に努力し、
- 三 政治運動の領域に於ては、町村並に府縣會に我等の代表を送り、直接に我等の意思を反映し吾等の

政治的勢力を議會内に於ても現實に把握するを要する——下略——

と改め、綱領もまた

- 一 組合も闘争に依つて農民の生活を改善し、生産者たる農民に合理的なる生活を保證するが如き、小作條件並に農業労働條件の獲得を期す。
- 一 國民全體の食料の源泉たる土地を、投資と利潤の目的に濫用する弊害を排撃し、實際の耕作者たる農民に土地利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。
- 一 實際の耕作者たる農民をして、其の成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良、農業技術並に農業經營方法の改善、促進を期す。
- 一 小作農、小作兼自作農並に農業労働を發因なる組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。
- 一 組合の組織と活動を通じて農村無産大衆をして封建的、資本主義的隷屬思想より獨立せしめ、都市無産階級運動と協力して新文化建設の完成を期す。

と改めた、これによつて見ても、此の組合の目的が、漸次思想的解放運動に進展しつゝあることを知ることが出来る。

尙昭和三年五月日本農民組合と全日本農民組合とが合同して組織した左翼農民團體たる「全

全日本農民組合の綱領
「右翼農民組合」の綱領

「全日本農民組合」は其の綱領全く前掲日本農民組合のそれと同一である。

次に昭和三年四月組織された右翼農民團體「全日本農民組合」(同年五月日本農民組合と合同した組合に非ず第二節参照)の綱領及主張を見るに、

綱領

- 一 我等は組織の力によつて我農村に於ける一切の不合理なる諸制度を改廢し農民生活の向上を期す。
- 一 我等は土地利用に關する一切の權利を獲得し、土地制度の合理的完成を期す。
- 一 我等は小作分配關係に不合理ありと認め此の公正なる分配率の確定を期す。
- 一 我等は共同經營を主體とする農業の新組織完成を期す。
- 一 我等は未組織農民を堅實なる組織に結成せしめ以つて全國農民の團結を期す。
- 一 我等は商工資本家が農民階級を搾取する現状の不合理に對し之が徹底的排撃を期す。

主張

- (一) 完全なる小作法の制定 (二) 耕作權の絕對的獲得 (イ) 耕地の不當明渡禁止 (ロ) 立入禁止反對 (ハ) 立寄差押制止 (三) 小作料制限法の獲得 (イ) 最高小作料の限定 (ロ) 小作料減免權の獲得 (四) 小作組合の獲得 (イ) 爭議權の確立 (ロ) 團體交渉權の確保 (五) 耕作者消費組合の設定 (六) 農業保險法の設定 (七) 地主擁護に基く自作農制定反對 (八) 耕作者本位の教育制度確立 (九) 耕作者

本位の農村金融充實 (十) 農民運動を抑壓する諸法令の撤廢等を掲げてゐる。

以上に依つて農民組合が如何なる目的目標の下に運動をしてゐるかを見た、尙引例以外の農民組合は其の思想的背景の如何によつて前掲の「左翼」「右翼」或は兩者を折衷した「中間」の指導精神の下に活動してゐるものと解すれば先づ過りはないであらう。

尙特に注意すべきことは、既に一言した如く左翼農民組合中にはマルクス主義を奉じた分子があり、共產主義運動に参加してゐることである。(卷末附録参照)これに關しては、吾々は農民組合としてではなく、革命運動の實體として取締に臨まねばならないのである。

第二節 我國農民組合の概観

第一 生成過程

一 大正十一年四月日本農民組合が神戸に創立され、耕地の社會化、小作立法の確立、農民教育の發達、全國的組合の組織を提唱して、かなり階級的なる農民の組合運動を起すや各地の農民

日本農民組合の創立

は彼々之に参加し、數年ならずして名實共に全國的組織を確立し我國農民運動の指導的地位を獲得するに至つた。

二 日本農民組合は又早くより政治運動に注目して着々其の地歩を進め、大正十四年の市町村會議員選舉、昭和二年の府縣會議員選舉にはかなり熱烈なる運動を試み組合員中から多數の議員を當選せしめた、一方又無産政黨組織を提唱して大正十四年末此の組合を中心とした「農民労働黨」の創立を見たが、同年十二月一日結黨と同時に内務大臣より結社禁止の命を受くるに至つた。

農民労働黨の結成と禁止
労働農民黨の創立
全日本農民組合の創立

越えて十五年三月幾分の主張と形式を變へて労働農民黨を組織したが、組合の幹部並に組合員中に組合の左翼進出を快とせざる者があつて、同年四月第五回大會に於て分裂し、脱退組は全国各地の獨立農民團體を糾合して同年四月十二日東京に於て「全日本農民組合同盟」を組織するに至つた。

三 分裂後の日本農民組合は愈々左翼的色彩を濃厚にして來たのであつたが、尙組合の幹部中には政黨を中心に意見の確執があり、且組合の最左翼進出に懐らざる二三の幹部は（三宅正一、

全日本農民組合の創立

須永好一派）日本労働組合中の左翼幹部（麻生久等）と策動して日本労働黨の組織運動を起した爲に日本農民組合を除名せられたので彼等一派は同志を糾合して同年三月一日「全日本農民組合」を組織した。

四 一方又、日本農民組合の左翼進出から、一時農民組合より手を引いてゐた日本労働組合總同盟は政治運動の上に農民と提携することの必要を感じた爲に、社會民衆黨と協力して昭和二年三月七日千葉、埼玉、神奈川等の農民を糾合して「日本農民組合總同盟」を組織した。

五 以上の外地方的農民團體として、大正十三年四月岐阜を中心とする「中部日本農民組合」が既に組織されて居り、又、同年山形縣には「庄内耕作聯盟」が創立され、大正十五年八月には島根縣に於て「島根縣小作聯合會」が生れ、同年十月群馬、栃木、兩縣の小作人より成る「日本小作人總同盟」が組織され、其他幾多の地方的農民組合が組織されるに至つた。

六 斯くして幾多の組合が恰も群雄割據の形を以て現はれたが、斯る傾向は決して農民運動を強力にするものではなかつたので、最近頻りに農民運動戰線統一、全國的單一農民組合の組織が提唱され、昭和三年五月「日本農民組合」と「全日本農民組合」とが合同して「全國農民組

日本農民組合總同盟
中部日本農民組合
庄内耕作聯盟
島根縣小作聯合會
日本小作人總同盟
全國農民組合の組織

合」(左翼)を組織し、一方、右翼農民團體である「全日本農民組合同盟」「中部農民組合」「蒲原農民組合」「庄内耕作聯盟」「香川縣聯合會」等が同年七月五日名古屋に於て合同大會を開き「全日本農民組合」を組織するに至つた。

斯くして現在我國の農民組合は、漸く左右兩翼の二大組合對立の形となつたのである。

第二 我國農民組合の現勢

前節に於て示した如く、我國の農民組合の發達は近々數年の間に屬する、而も幾多の宗派的分裂對抗があつて、労働運動、無産政黨運動と相關聯して動搖常なき状態にあることは吾々の既に見た所である、従つて、農民組合の現勢を示すに當つても、全く一時的現象に過ぎないであらう現在の分野を示すものであつて決して永続的固定性を有するものではなく、今後多くの分裂合同對立が行はるゝであらうことを前提しておかねばならない。

一 全國農民組合

創立 昭和三年五月二十七日、日本農民組合と、全日本農民組合とが大坂中之島公會堂に於て合同指導精神

組合内部の空氣は、舊「労働黨」即ち現在の「政獲同盟」を支持してゐる舊「日本農民組合」系と舊「日労働黨」(現在は「日本大家黨」の左翼)支持の「全日本農民組合」系との二派に分れ、其の宗派的抗争は尙ほ避け難き情勢にある、けれども、組合全體としては益々左翼化せんとする傾向のあることは見逃し難き事實である。試みに今、本年(昭和四年)三月行はれた全國農民組合の第二回全國大會に於けるスローガンを見るに「資本家地主の議會解散——」「帝國主義戦争反對——」「X X Xを守れ」(共產黨?者者)「労働者農民のX Xをつくれ」(政府?者者)(日本社會運動通信より)

等があるが、これに依つて見ても左翼共產主義的な指導精神を多分に持つてゐることを窺知するに足るであらう。

尙、同組合は前述した如く内部に二つの宗派的系統があり、今後或は又分裂の契機を作るに至るやも計り難いから、以下兩者に就て簡単に述べておく。

(一) 日本農民組合

創立 大正十一年二月大阪に於て創立された我國最初の全國的農民團體である、創立當時の指導

政連同盟
の支持

精神は稍微温的なものであつたが大正十五年の第五回大會に於ては宣言綱領を改めて其の左翼的進出を明瞭にした、其の際組合内の右翼一派は遂に脱退して後に述ぶる「全日本農民組合同盟」を組織した、其後日本農民組合は、政黨問題を中心にして内部に紛争を重ね、昭和二年三月再び分裂して、脱退組は「全日本農民組合」を組織した、一方残留組は山上武雄を委員長として、我國農民組合中の最左翼の主義綱領を掲げ、労働農民黨の中心分子を爲してゐたのである、従つて後に示す如く、舊労働農民黨の後身と見るべき「政治的自由獲得労働同盟」の中には「全國農民組合有志」として、此の「日本農民組合」系に屬するものがあるのを見るのは首肯し得る所である。

日本農民
組合の動
向

尙此の組合は、小作料の低減運動、耕作權の確立運動、無産農民教育運動に努力してゐること他の組合と同様であるが、特に此の組合は労働組合と提携して無産運動の統一運動、惡法反對、對支非干涉などの運動に力を注いでゐる、此の組合の特質は、(イ)政治闘争に重點を置いてゐること、(ロ)大衆行動を強調しゐること、(ハ)國際的運動に進出してゐること、(ニ)組合青年部の盛んなること、(ホ)階級闘争を強調し左翼指導精神を奉じてゐること等である。

分布地域

此の組合の分布地域は、一道二府三十縣に及び、大阪、京都、兵庫、奈良、三重、岡山、鳥取、香川、愛媛、福岡、新潟、北海道に勢力を扶植し、關西を中心にしてゐるものと見られる。

尙此の組合は、昭和三年五月「全日本農民組合」と合同して、「全國農民組合」を組織したことは前述の通りであつて、現在では「日本農民組合」なる名稱は存在しない譯であるが、其の指導精神と實體は我國農民組合の左翼の中心を爲し尙依然として現存してゐるものと見ることが出来るであらう。

(二) 全日本農民組合

昭和二年二月日本農民組合を除名せられた三宅正一、須永好の一派が同志を糾合して同年三月一日組織した農民組合である、其の地盤は、日本農民組合と殆んど同じであつて、約十五六府縣に亘つてゐるが其の中でも主なる地方は大阪、兵庫、香川、島根等である。

此の組合は其の創立宣言にある如く、「日本農民組合内の一部の者の現實に添はない觀念的

創立

指導精神

運動」に反対して「階級的立場を嚴守して現實を直視した運動を」目的としてゐる。恰も労働運動界に左右兩翼を排斥して中間正道の旗幟を掲げて組織された「日本労働組合同盟」(麻生久等)と其の軌を一にし兩者相提携して「日本労働黨」の母體を爲したのである。

しかし、此の組合は前述の如く昭和三年五月「日本農民組合」と合同して「全國農民組合」を組織し現在に於ては其の名稱を失つてゐるが其の實體の存在してゐることは日本農民組合と同一である。現在に於ては其の大部分が「日本大衆黨」を支持してゐるが、今や「日本大衆黨」は分裂の危機に達してゐるので、「日労働黨」支持の昔に歸る時期があるかも知れない。

二 全日本農民組合

創立

昭和三年五月日本農民組合と全日本農民組合とが合同して全國農民組合を組織し、我國農民團體の左翼戰線統一が實現されたので、農民組合中の右翼に屬する各組合の間に右翼戰線統一の問題が提唱され、同年七月五日名古屋に於て創立されたのが此の「全日本農民組合」である。其の合同團體は、「中部農民組合」「全日本農民組合同盟」「蒲原農民組合」「庄内耕作聯盟」「香川縣聯合會」「香川縣日本農民組合總同盟」等である。

合同團體

此の組合は、前述した「全國農民組合」に抱容された「全日本農民組合」と名稱を同じくするが、其の實體に於て又指導精神に於て全く異なつたものであることを注意しなければならぬ。組合長に中澤辯次郎主事と平野力三が就任してゐる。

尙此の組合は政治運動として「日本大衆黨」を支持してゐたが本年(四年)五月十六日脱退を聲明し社會民衆黨に趨らんとしてゐるが其の歸趨はまだ未知數である、以下、合同前の主なる二三の組合に就て一言しておこう。

(一) 全日本農民組合同盟

大正十五年三月第五回全國大會に於て「日本農民組合」を脱退した右翼分子が、山梨縣聯合會を中心として、「福岡縣聯合會」の中部日本農民組合の脱退者に依つて組織された岐阜縣の「大和農民組合」新潟縣の「北日本小作組合聯合會」群馬縣下の小作組合を糾合して同年四月創立した農民組合である。

其の綱領は、(一)我等農民は知識を養ひ技術を研ぎ、徳性を涵養し、農村生活を享樂し農村文化の發展を期す。(二)我等は相愛扶助の力に依り相信し相頼り、農村生活の向上を期す

大衆黨の
脱退

綱領

右翼

(三)我等農民は穩健着實合理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す」と言ふのであつて、日本農民組合に比して著しく右傾的のものであつた。政黨としては農民獨立黨として「日本農民黨」を創立支持してゐたが、昭和三年七月「全日本農民組合」に合同され同年十二月七黨合同に依つて「日本大衆黨」が結成さるゝに到つて、同じく同黨を支持してゐたが昭和四年五月十六日同黨脱退を聲明したので、現在では元の「日本農民黨」に歸るか或は「社會民衆黨」に合流するか豫測し難い情勢にある。

(一) 中部農民組合

岐阜縣下に分立してゐた「中部日本農民組合」「全日本農民組合同盟大和農民組合」「日本農民組合岐阜縣聯合會」の三團體が昭和三年三月合同して創立した農民組合である。其の主義綱領は、「社會的經濟的諸地位の向上、農村文化の建設、土地を利潤と投機の具に濫用する弊風の改革、土地制度の合理的完成、完全公正なる分配制の確立、共同經營を中心とする農業の新組織實現」等を掲げ其の指導精神は右翼に屬するものと見られてゐる、執行委員長は中澤辯次郎、政黨としては「中部民衆黨」を創立支持してゐたが、昭和三年十二月日本大衆

創立

綱領

黨に合同した、尙同組合は昭和三年七月「全日本農民組合」に合同した爲現在に於ては其の名稱を存せざること前に述べた通りである。

(二) 庄内耕作聯盟

これは大正十三年山形縣飽海郡で組織された耕作人組合の發展したものであつて同十四年十二月日本農民組合に加盟して「庄内耕作聯盟」と改稱したのである。後、日本農民組合山形縣聯合會と改めたが其後再び庄内耕作聯盟となし、綱領は日本農民組合最初の綱領を踏襲し中間に屬するものと見られてゐる、昭和三年七月全日本農民組合に合同したこと前述の通りである。

三 日本農民組合同盟

昭和二年三月、日本労働總同盟の主唱に依つて創立されたもので、組合員は千葉、埼玉、神奈川等の關東地方に多く其の地盤を有してゐる、其の綱領は「團結の力に依る農民の地位向上福利増進知識の啓發、合法的手段に依る農民に對する不當抑壓の排撃農民組合の實力に依る小作人階級の完全なる解放健全なる新社會の建設」等を擧げ其の主義主張は右翼に屬するものと

創立

見ることが出来る。政治運動としては日本労働総同盟と共に社会民主党を支持してゐる。

第三節 農民組合の運動態様

第一 経済的運動

農民組合は農民大衆の経済的利益を主たる目的として組織されたものであること既に述べ來つた所である、従つて農民組合の運動は其の指導精神の如何を問はず農村経済即ち農民の経済問題を中心とした運動が其の主なるものであらねばならない。然らば農民組合が経済運動の範疇に於て如何なる運動を行ひつゝあるか其の主なるものを挙げれば次の如きものがあるであらう。

一 小作料の減額運動

貧農階級の——即ち小作人の経済的利益を律するものは何と言つても小作料である、それ故に農民組合の第一の闘争目標は此の小作料の引下にある、しかして此の小作料引下を目標として行はるゝ運動が所謂「小作争議」である、小作争議は労働争議と同じく警察取締の對象となる場合が頗る多い。

本書に於て農民運動を取扱ふ主たる目的は、此の小作争議を知らんとする所にあつたと言ひ得る位である、従つて此の運動は稍々詳細に述べる必要があるので、別に章を改めて後述することとする。

二 消費組合、協同組合の設置運動

農民組合が組織された初期に於ては、農村消費組合や協同組合は農民組合の發達を阻害するものとして排斥せられてゐたようであつたが、今日に於ては農民組合の手に依つて消費組合或は協同組合を設立せんとする運動が行はるゝ傾向が著しく多くなつた。此の消費組合運動乃至協同組合運動の目的とする所は農民組合員の生活必需品或は肥料の共同購入を爲して、小賣商人の手による中間搾取を排除し、或は農機具の共同使用を爲すが如きそれである。

或は又極左翼農民組合に於ては階級闘争助成の爲に消費組合設置を主張するものもある。例へば、小作争議、労働争議等勃發の際に争議を物質的に支持援助する爲に消費組合なるものが必要であると言ふのである。しかし、此の主張は消費組合の本質を離れたものであつて嚴に批判されねばならないものである。

消費組合
の目的

今我國に於ける農民組合の手に依つて如何なる主張と運動が行はれてゐるかを見やう。

——全國農民組合第二回全國大會決議——

消費組合運動具體化に関する件

本文——消費組合運動の必要なることは今更喋々することを要しないのである。今や實行すべき時期に迫つてゐるのである、故に如何に具體化すべきかは本案の眼目である。

理由——消費組合の必要なる理由を簡単に列挙すれば次の如くである。

(一) 消費組合は本末反資本主義的の運動であつて無産階級解放運動の一陣營をなさねばならぬのである。ロシア、英國の實例に見るも明である。

(二) まだ階級意識のハッキリせざる農民も消費組合が存在する時は其の實際的利益に索引せられ、其の内にだん／＼教育せられて階級的の農民となし得るのである。

(三) 今日の如き無産階級運動貧乏に當面せる時は消費組合の如き方法により其の運動資金を得ることも必要である。

具體方法——

(一) 宣傳——ビラ、ポスター、講演等により機會ある毎に宣傳をすること、特に組合婦人部には少くとも毎月一回位宣傳講演をなすこと。

(二) 消費組合希望者有志懇談會を開くこと——希望者有志により懇談會を開き餘々に話を進め具體的行動に導くこと。

(三) 指定商人制度の採用——組合指定の商人を作り一般の購入より安いことを實際的に知らしめると。

(四) 共同購入分配の實行——お祭り又は盆正月と言ふ様な時に共同購入し分配しても比較的安價なることを實物的教育すること。

(五) 簡易なるものより消費組合を實行するがよい、例へば賣薬を取扱ふのも或は最も著名で良い醤油酢等の如きを取扱ふ可である。

(六) 多少教育の出来た處で本式の消費組合を作る。

(七) 資金の作成——(イ)協同組合、農工組合の如き生産組合を作り資金を自然に産み出す様にする。こと。(ロ)繰金は初めから多くにせず二三圓にすること。(ハ)資金作成の共同事業——道路修繕、廻り石切、共同耕作をすること。(ニ)出資無盡を作る。こと。——(日本社會運動通信第四四號所載)——

尙ほ我國現今の消費組合運動の現況を見るに

「墨戸村(群馬縣新田郡—著者註)の産米組合を始めとして、京都府綴喜郡草内村の協同組合の如き一萬餘圓の資産を擁し、肥料、日用品の共同購入を始めとして農機具の共同使用をなしてゐるのである。

又大阪府聯合會の一部に設立したる農村消費組合の如き醤油及び酢の取次販賣を行ふてゐるが非常な發展である。兵庫縣加古郡伊保村中島支部も早くより日用品の共同購入並に分配をなし或は電力による共同作業等も行ふてゐるのである。佐賀縣鳥栖町にある佐賀聯合會、宮崎縣延岡に於ける宮崎縣聯合會等も皆々協同組合を進めてゐるのである。其他中部農民組合の本部に於ても研究に研究を重ね満を引いて今や矢を放たん計りである、全日本農民組合の山梨縣聯合會では已に肥料の共同購入をなせる支部も二三あり蕪桐工、綿那等の生産物をも共同販賣せんとするものである。

斯の如く今や農民組合内に已に設置したるもの、新しく設置せられたるもの、今正に設置せんとするもの等非常なる勢を以て協同組合運動が盛興しつゝあることは著しい事柄である〔昭和四年六月號「改進」七五頁杉山元治郎〕

と言つてゐる所に依つて其の一端を知り得るであらう。

尙以上の外經濟的運動として生産組合運動の主張も相當に唱へらるゝようであるが、實際運動として、あまり見るべきものが無いから説明を略しておく。

第二 政治的運動

農民組合の政治運動は無産政黨へ從屬して行はるゝのが普通である、それ故に、既に述べ來つ

無産政黨
への從屬

政治運動
の態樣

左翼

右翼

町村會獲
得運動

た如く何れの農民組合も殆んど例外なく何れかの無産政黨に屬してゐるのである。従つて其の政治的行動は所屬政黨の指導の下に行はるゝものであつて、其の運動態樣に就ては既に説明したところであるから、茲では其の大綱に觸れず特殊な政治行動に就て一言するに止める。

農民組合の政治運動にも各種の形態があることはこれまで本書に於て述べ來つた所に依つて理解されたことであらう如く、マルクス主義的即ち極左翼農民組合に於ては其の運動の全般が階級闘争であり政治行動であり、右翼、中間に屬するもの即ち改良主義的農民組合の政治行動は、立法行政に參與して農民階級の社會的政治的地位を改善獲得せんが爲である。

其の何れに於ても政治行動は政黨を主體として行はれ、帝國議會、府縣會議員選舉に當つてはかなり激甚なる運動を行ひつゝあること讀者の知らるゝ通りである。

而して、農民組合の政治行動として特に一言すべきものは町村會議員獲得の運動である。農民組合は其の独自の立場から（勿論所屬政黨の指導に依るものであるが）特に町村會議員選舉に努力する。最近の町村會議員選舉に各地の農民組合が異狀の進出を爲したのは等しく社會の注目する所である。

今次に、全國農民組合第二回全國大會に於て決議した所を見るに、

市町村會議員選舉運動に関する件（全國農民組合第二回全國大會決議）

本文——本春より殆んど全国的に舉行されんとする市町村會議員選舉には本組合は積極的に活動すること。

理由——

- (一) 現在の市町村制は、自治とは名のみで中央政府及道府縣當局より壓迫干渉されてゐて自治制は極度に制限されてゐる。
- (二) 市町村長及市町村會は住民の多數を占めた、無産農民を税金に於て、社會施設に於いてその他の方法に於て搾取し壓迫すべくあらゆる反動的政策をとりつゝある。
- (三) 斯る制度下にある市町村の無産農民は、労働者、小市民と協力して税制の整理に、無産者本位の施設に反動的事業及政策に反對し、市町村に於てわれ等を制限する諸法令の改廢等を開ひ拔かねばならぬ。

實行方法

(1) 選挙前の運動

イ 日常闘争の展開とそれを選挙闘争と結びつけること。

ロ 地方自治體の關係なる内容及選挙に對する調査。

(2) 選挙運動

イ 總本部に對策委員會の設置（その統制下に聯合會、各支部にも同様の機關の設置）。

ロ 各地方に於ては無産團體と連絡委員會を設置すること。

ハ イ又はロの機關によつて主要及スローガンの決定。

ニ 費用の調達は原則として組合員の寄附にすること。

ホ 候補者の選定はイ、又はロの機關により、支那階級の壓迫に屈せぬ人、敵と妥協せぬ人、大衆動員の先頭に立つて勇戦に闘ひ得る人、或るべく労働者農民であること、現在組織内で活動しつゝある人、等を條件として選ぶこと。

ヘ パクロー能力者を中心に辯士隊を編成。

ト ビラ、ポスター等の印刷物の作製、撒布、貼布。

チ 選挙闘争を通じて未組織農民への働きかけを活動にすること。

スローガン

無産農民負擔の悪税をやめる——無産農民本位の施設を行へ——市町村長を一般投票で決めろ——市町村から政府及び知事の干渉をやめる——市参事會をやめる——選挙法を改正しろ——働く農民に土地を保證せよ——（日本社會運動通信第四三號所載）

尙農民組合の市町村會に進出の現況を見るに、

「例へば群馬縣新田郡強戸村の如く過半数を全國農民組合員で占め村長は勿論農會長より産業組合長に至るまであらゆる名譽職をも全部小作人が占領し、農民組合唯一の村として今日まで知られてゐるが、今度の選挙の結果山梨縣北巨摩郡聖崎村の如きも、十二名の議員中全國農民組合員が七名の絕對多数を獲得し、同組合の常任理事保坂富三郎氏が村長に當選したのである。第二の強戸村たることも近き將來であらう。また大阪府下に於ても彼の竹槍事件で有名なる、北河内郡山田村の如きも十二名中五名當選し全國農民組合の三木喜三郎氏が助役に當選し事實上村の實権を掌握してゐるのである。斯の如く今や農民組合の市町村選挙戦を通じての報告を見るに、従前よりも数段の好成績を示して時代の推移を如實に語り、互人の如き硝子たる足取りを以て無産黨議員の進出と進歩とを現はしてゐる」(改造、四年六月號第七四頁杉山元治郎)

以上に依つて農民組合が町村會議員選挙に努力し且つ進出しつゝある實情の一端を知るに足るであらう、尙其後に於ても各地に於ける開票の結果可成多数の農民組合員が當選してゐる。斯の如き農民組合員の町村會進出は阻止すべき性質のものではないが、其の選挙運動に對しては徒らに階級闘争を激化せしむるが如き行動は嚴に批判し取締の適正を期さねばならない。

第九章 小作爭議と其取締

第一節 小作爭議の意義と其發生

一 小作爭議とは、地主、小作人間の經濟的關係即ち小作條件を中心とした紛議を言ふのである、農村に於て最も多数を占めてゐるものは貧農階級即ち耕地の所有者(地主)から借地して耕作し地料(小作料)を支拂つて殘餘の農産物を以て辛ふじて生活を維持して行く所の小作人である。随つて農民の大多數の經濟的利益に最も深き關係のあるのは借地料即ち小作料(掟米、掟料とも言ふ)である。貸す者と借りる者、即ち地主と小作人との間には小作關係を中心として互に相反した經濟的利益が横つてゐる。地主は少しでも餘計に多く小作料を得ようとするであらうし、小作人はなるべく少なく小作料を支拂つておくことを望むであらう。其處には必然的に兩者の間に争が起る。小作爭議即ちそれである。

二 我國に於ける地主小作人間の關係は從來主從的關係にあつて温情主義を保つて來たが、最近思想界の趨勢と、各種社會運動の勃興等の影響を受けて、農村に於ける地主小作人間の關係も

小作爭議
の意義
小作人

小作料

地主小作
人間の思
想變遷

争議の内容
容と変化

小作争議
の根本原因

争議の具
體的發生
原因

従來の温情主義的主従關係から漸く脱し、小作人の多数が階級意識に刺戟されて各種の團體を作り地主に對峙するに至り、兩者の間に漸次深刻なる紛議を見るに至つた。

其の紛議の内容を見ても、従來の如き一時的不作に基く個人間の紛議は、團體的紛議に移り永久的小作條件の維持改善の要求となつたのである、而も其の争議は漸次經濟運動の範圍を越えて階級闘争乃至思想運動の色彩を見るに至つたのである。

三 小作争議の發生は幾多の原因があるであらうが、其の根本的原因は地主小作人間の經濟的利害相反する點にある、而も従來の小作制度の不備缺陷、農業の収益寡少、日常諸物價の昂騰、生活上に伴ふ家計の困難等、そして一方思想の變遷と社會運動の勃興に刺戟され、小作人の思想的變化となつて模倣的、雷同的に争議を激發せしめるやうになつたのである。

第二節 小作争議の原因

一 小作争議の根本的原因は、農村經濟の窮迫と社會運動の勃興にあること前節に一言した所であるが、しかし具體的發生原因としては幾多の事項を擧げ得るのである。

しかも、従來の小作争議は、風水旱害、病虫害等の爲の不作に依る、當年限りの小作料減免要求であつたものが、近年に至つては農作物の豊凶如何に拘らず、小作料高率、收支不償を理由とする一時的或は永久的の小作料減免を要求するようになった。以下、農林省の調査に基き争議發生の原因を見やう。

(昭和四年版) 勞働統計要覽 (内閣統計局による)

争議の原因	昭和元年	昭和二年
小作料値上	一一二	三三三
風水旱害病虫害其他の不作	一九五九	一、〇三八
小作料高率	一八〇	二〇四
米麥其他農産物價格下落	五	二一
勞費多く收支不償	三二	三〇
小作農務益生活困難	一五	一三
小作料不統一	六	三
農米検査込米獎勵關係	二二	一八

第九章 小作争議と其取締 第二節 小作争議の原因

争議原因の思想的傾向

思想の變化並に模倣	九〇	九六
小作權關係又は小作地引上	三一六	四三二
耕地整理關係	一一	七
用水費其他負擔加重	七	一一
小作地面積相違	四九	八
小作料滞納	四九	四九
小作地賣却	二	一一
小作地の租額	二	一〇
調停休項不履行	三	六
其他	三七	五九
争議總數	二、五五一	二、〇五二

以上の統計に依つて吾々の注意を要すべき點は争議發生原因の動きである。争議發生總件數昭和元年には二、七五一件であつたのが昭和二年には二、〇五二件となり總數に於て四九九件の減少を示し、一見沈靜の傾向あるものゝ如くなるも、其の原因別を検討したならば全く注意に

争議の地方的分類

値するものがある。即ち昭和元年には風水旱害病虫害其他の不作に原因するものが争議總數二七五一件中一九五七件あつて七一パーセント強を示してゐるが、昭和二年には總件數二、〇五二件中一〇三八件となつて四八パーセント弱となり前年に比較して九一九件の減少を示してゐるのに反して、他の部類に於ては概ね増加の傾向を示し、殊に小作權關係又は小作地引上に基因するものゝ激増を見てゐること其他増加を示してゐるものゝ内容を考察したならば思想的傾向を含んだ争議の益々増加の傾向を示してゐることを知り得るであらう。従來の如く農作物の不作に基く争議が激減して思想的原因を帯びた争議が増加しつつあることは吾々の特に注意を要する點である。

三 今昭和二年中の主なる争議原因を地方別に類別して見るならば、其の半ばを占むる風水旱害病虫害其他の不作に依る一、〇三八件は四一府縣に及び其の中兵庫の一三六件、奈良の一三七件大阪の一二七件、岐阜の九四件、三重の八二件、新潟の七五件を主なるものとし、小作權關係又は小作地引上に依るもの四二府縣を通じて四三二件中福岡の七一件、新潟、秋田の各三一件大阪の三〇件、兵庫の二五件を主なるものとする、小作料の高率に依るもの二〇四件は二八府

縣に及び其中島津の二八件、新潟の二三件、香川の二二件を主なるものとし、思想の變遷及權限に依るもの九六件は岐阜の一九件、香川の二〇件を主なるものとして二七府縣に互つてゐる。

これに依つて大體の分布狀況を知るに足るであらう。

第三節 小作爭議の内容

小作爭議の内容は其の目的の如何に依つて異なる、目的は即ち爭議の要求事項であつて内容を具體的に物語るものである。

今、昭和二年中の要求事項を見ると大體左表の如きものであるが、其中過半を占むるものは一時的減額の小作料の減額要求一、二〇六件であつて、それに次ぐのが小作契約繼續の三四三件永久的減額の小作料減額二三三件等其の主なるものである。而して爭議の總件数が前年より減少してゐるに拘らず、小作契約繼續要求が増加してゐることは爭議の深刻化を物語るものであつて注意を要する點である。

爭議の要求事項

爭議要求事項	昭和元年	昭和二年
小作料値上反對	一一	三二
一時的減額	二〇一一	一、二〇六
永久的減額	二五二	二三三
小作料統一又は改定	二〇	二〇
納米格下又は俵裝の更正	一一	六
込米廢止	四	五
獎勵未増加	九	七
肥料代耕作費賠償	五	五
小作契約繼續	二〇五	三四三
小作權又は永小作權確認	四七	二一
小作權又は永小作權賠償	一	五三
代地交付	一	四
實收の分配又は別分	四七	八
小作地買受	一	一八

小作未受具
其 他

二二
四六

三
八九

小作爭議發生地方別表(昭和二年中)——農林省調——

——農林省調査に依る——

北海道四一	千葉縣 七	愛知縣六七	岡山縣三九	青森縣 二	東京府 二	三重縣一二
山口縣二一	岩手縣 一	神奈川縣二六	滋賀縣一七	徳島縣二七	宮城縣一〇	新潟縣一五四
京都府七二	香川縣五〇	秋田縣三八	富山縣 六	大阪府一八〇	高知縣一五	山形縣三三
石川縣 四	兵庫縣一九六	福岡縣一二五	福島縣一三	福井縣三九	奈良縣一四三	佐賀縣一三
茨城縣一八	山梨縣三八	和歌山縣四八	長崎縣一五	栃木縣一六	長野縣五四	鳥取縣四六
熊本縣 四	群馬縣四三	岐阜縣一五三	島根縣七五	大分縣 一	埼玉縣 六	静岡縣一七
宮崎縣二四	鹿児島縣一	沖縄 一				
				福地計二、〇五二		

第四節 小作爭議の手段

小作料と
耕作地

小作爭議の原因と要求事項は、前に掲げた如く多くの項目を擧げることが出来るが、其の何れ

團體的
労働
争議

の場合に於ても、小作料即ち採米と、土地即ち小作地を中心として行はれるものであり、而も其の爭議は農民組合の手に依つて統制され團體的に行はれるものである。其の實際行動即ち手段は所謂爭議取術として、労働爭議の場合と同様多くの態様があるが、しかし、其の行はるゝ手段は大體の規範があり同一の取術が用ゐらるゝのである。以下順序を逐ふて簡単に述べて見よう。

第一 減額要求

最も多く行はるゝ爭議の場合を例に採つて説明を進める。

爭議の火蓋を切るのは殆んど小作人側である。先づ小作人は、風水旱害或は病虫害の爲に不作であつたとか、小作料が高いとか色々前に述べたような理由を附して、地主に對して小作料減額の要求をする、しかして、此の場合の要求は決して個人／＼の名義を以て爲さず必ず小作人連名で、即ち農民組合の統制の下に行はれる、しかも、其の要求通告の方法は多くは書面を以て爲し、組合所屬の小作人連名で、各關係地主に對し、配達證明郵便又は内容證明郵便で通告する、そして其の通告書の中には組合の顧問辯護士等を代理人として一切の權限を委任する

第九章 小作爭議と其取術 第四節 小作爭議の手段

團體交渉
書面通告
代理委任
(顧問辯
護士)

復代理人

簡單なる
調定の催
告分納の催

解約条件
の催告
の催告
の催告

旨を同時に通告するのである、斯くして一切の交渉が小作人個人の手を離れて事實上組合の手に移り、組合の辯護士又は其の復代理人の名を以て地主との間に交渉が開始されるのである。

第二 小作料納付の催告

右の如き減額要求の通告書を受取つた地主は、それに對して必ず小作料納付の催告を爲すのである、即ち「小作人側の要求理由は認め難いから小作契約の通り全額の控米を何月何日迄に必ず納付して貰ひたい」と簡単に自ら或は代理の辯護士を以て催告するか、或は「減額要求の分は後日ゆつくり考慮するから兎も角文句の無い額だけでも至急何日迄に納付して貰ひたい」と言つて来る。

或は今少し強く若し何月何日迄に納入なきときは、土地の貸借契約解除の上、土地の返還を請求する」と嚇し文句入で催告する。尙一層手厳しいものは、納米の催告と同時に「契約解除申入候條法定の期間經過後は土地返還相成度候」と解約を申込んで来るものがある。以上何れも代理辯護士を以て爲す場合が多い。

第三 控米の賣却

控米受領
の催告と
換價の催
告

控米の共
同保管

小作人側から控米の減額要求を爲したに對し、地主が之を拒絶し納米の催告をして来ると、今度は、農民組合から「豫て減額要求して置いた通り小作料を受取つて貰ひたい、若し承諾の無いときは小作料納入の時期も不確定で保管にも困難であるから止むを得ず時價で換價して代金は適宜な方法で保管する」旨を通告する、しかして實際に近來の小作争議は多く此の手段を用ひて控米の共同賣却を爲し、代金を農民組合又は小作人個人の手で保管する場合が多くあるのである。

第四 小作料控米請求の訴

一 斯くて、愈々交渉が不調に終ると（此の間、小作人代表と地主代表との間に屢々折衝の行はるゝことは勿論であるが、それ以外に小作争議調停法に依つて、小作調停官、又は民事裁判所の手に依つて小作調停が試みられる場合が多い）地主側は、裁判所に向つて小作人を被告として小作料請求の訴訟を提起する。即ち「被告小作人等は土地貸借契約に基いた債務即ち小作料支拂の義務があるにも拘らず、其の履行期間經過しても債務を履行しないから、何年度控米幾何其の見積価格金何圓也を支拂ふべしと判決相成度、尙其の支拂を保證する爲に假執行の宣

申立要旨

訴の提起

小作調停

交渉不調

小作人側
の答辯

答辯の内
容

二 右の如き地主側の出訴に際して小作人側即ち被告が黙つて居れば大概地主の要求通りの判決が下つてしまふ、其處で小作人側は、直ちにそれに對する答辯書を裁判所に提出する、即ち、「原告(地主)の申立は棄却して頂きたい、其の理由は、原告の申立の如く決して掬米を支拂ぬと言ふのではなく、不作で到底金額支拂に堪へないから減額を懇請して居るので、其の解決さへ付けば何時でも掬米は納入する、決して履行の意思が無い譯ではないから、どうか原告の申立は棄却して欲しい」と言ふのである。

これに依つて裁判所は其の判決が簡単に下せなくなる、民事裁判の性質上兩者の申立を充分聞いてやらなければならぬので、結局判決は永引いて數ヶ月はまだしも年を重ねても解決しないことになるのである。

第五 有體動産の假差押

地主は、小作料請求訴訟や、後に述ぶる土地返還請求訴訟を提起する外尙債權の執行を確保する手段として被告即ち小作人の所有する有體動産の假差押を裁判所に申請する。此の假差押

假差押申
請の手續

は相當の金額を供託して、債權と其の事實を説明すれば裁判所は別に口頭辯論を開くことなく債權者の申請通り決定するのが普通である。しかして、其の假差押を裁判所が決定すると、債權者即ち地主は、假差押決定書正本を持つて執達吏をして假執行を爲さしめたのであるが、此の假差押は小作爭議中最も多く行はるゝ手段であり、小作人側に於ても死活の分るゝ問題であるだけに何れの場合でも最も深刻に行はれ、各種の犯罪が勃發した幾多の實例がある。従つて、警察取締上充分に理解して置かねばならない。

一 立毛の假差押

地主が掬米徴收の爲に本體動産の假差押を爲すこと前述の通りであるが、其の執行の目的物となる物は立毛即ち收穫期にある稻作が最も多いのである。

小作爭議は短期間に解決するもの極めて稀にして其の多くは年を重ねて繼續してゐる。それ故に、爭議が深刻になつて來ると小作料が二年分も三年分も滞納してゐる場合がある。現に岐阜縣下に於て中部農民組合の手に依つて行はれた爭議の如き三ヶ年間も一粒の米も納入してゐなかつた例があり、斯ることは決して珍しくないものである。

立毛の意
義

小作料滞
納の累積

債権の執行

生産物の假差押

立毛の差押

立毛假差押の時期
(民訴五
六八)

立毛差押
の手続

故に地主は秋の收穫期になると、小作人の作り上げた稲作に向つて一齊に假差押を執行せんとするのである。債権者たる地主は債務者たる小作人の所有する總ての動産の上に権利を行ふことが出来るのであるから特に除外された物(民訴五七〇條参照)以外の物ならば如何なる動産をも差押を爲し得るのであるが、(民訴五六八條二項に依り、上簇した生産物の假差押をする場合が往々にある)小作人は多くの財産を有せざるが普通の状態であり一番纏つた、然して有意義なのは耕地の上に出來上つた果實即ち稲作であるから、何れの地主も先づ此の立毛を目標けて假差押を執行するのである、しかしして、此の稲作に關しては民事訴訟法五六八條の適用があるから普通の收穫期前一ヶ月内に爲すことを要するので、此の時期を動機に何時でも争議が再發するのである。

しからば、此の立毛の假差押は如何なる手續に依つて行はれるかと言ふに、問題は極めて簡單である。

先づ地主が(多くは代理辯護士がやる)裁判所に出頭して、有體動産假差押の申請を爲し、相當の金額を供託して其の決定を受け、正本を持參して執達吏を稲田の現場に連行して執行せ

執行の意思表示

換價處分

入札
任意賣買

假差押執行の妨害

共同刈取

しむれば足るのである、執行の意思表示は通常、立札、張繩を以てせられる。

しかしして、此の假差押が行はれた場合は、地主、小作人、若くは執達吏の申請に依つて裁判所は其の立毛の換價處分即ち賣却を行ふのであるが、此の換價處分の方法は、從來多くは、競賣が行はれ、稀に入札によることもあり、又任意賣買に依る場合もある。

二 立毛假差押に対する反抗運動

以上の如き立毛差押に對して農民組合側は徹底的に闘争する。其の闘争手段たるや、合法、非合法を度外視した如き觀があり、特に警察上注意を要するものがある。

先づ第一に假差押の執行を妨害する、即ち地主が立毛の差押を爲すことを知るや農民組合は徹を飛ばして多數の組合員を集合せしめ、現場に於て大示威運動を試みて執達吏を威嚇し、尙中止せざるときは暴力を以て執行を妨害するか、或は途中の道を組合員を以て埋め執達吏をして現場へ到達不可能ならしむるが如き行動に出づるものがある。

或は又、執達吏の執行に先つて、數百、數千の組合員が俄に共同刈取に着手し、執達吏をして手を空ふせしめた實例も香川縣にある。

競賣場の
戦術

尙、又換價處分に當つては、特に競賣に依る場合の如きは、數千數百の組合員を競賣場に集
合せしめて、地主側の者を接近せしめず、又假りに接近するも大衆の力を以て壓倒して殆んど
發言の餘地を與へず、遂に驚ろくべき安値を以て小作人の手に競落することがあるのである。

種々な
實例
入札の場
合
任意買
の場
合

現に三重縣飯南郡では稻立毛一反歩餘五圓、岐阜縣安八郡では一反歩金二十圓で競落した實例
がある、入札の場合又同様の手段を以て組合員側に有利な落札をする場合が多いのであるが、
小作人側が一番閉口してゐるのは執達吏の任意賣買の方法に依ることである、これに依ると地
主は小作人側の知らぬ間に執達吏と交渉して適當な金額を以て買取つてしまふからである。會
て昭和二年の十月岐阜縣本巢郡に於て一部の立毛に此の方法が行はれたとき組合側は遂に暴力
に訴へ十數名の刑事被告人を出し、一方又十一月一日から一週間假差押へを受けて未處分の村
に二三千名の組合員が宿舍制を爲して滞在し、米、野菜、薪炭等を各支部から荷車で運搬し、
晝夜を分たず立毛差押反對演説會を行つた事例がある。

立毛の賣
却

尙、立毛差押を免れる手段としてよく行はれる手段は立毛の賣却である、即ち立毛所有者た
る小作人が公正證書を以て地主の假差押執行以前に他へ賣却する手段である。この場合其の賣

反抗運動
の實例

買契約が效力ありや否やの問題は法律上の研究問題として價值あるものであり、裁判所も或は
之を民法第九十四條の通謀虚偽表示として無効と見做す傾向もあり又有效なりと認めた取扱を
した例もある。

第六 土地明渡請求

一 小作爭議が愈々深刻になると、有體動産の假差押に續いて地主の執る手段は土地明渡の請求
訴訟である。

土地賃貸
借の解約
通知と土
地返還要
求
解約通知
の效果民
法の四五
七
永小作權
の主要

前に一言した如く、地主は捷米納付の催告書に、「何月何日迄に納米なきときは解約致候に付
き法定期間經過後は土地返還相成度」と解約通知と共に土地返還を請求して來るのである、而
して、此の解約申込は民法第五百四十一條に依つて契約解除の效果を發生し、同第六百十七條
第一項一號の規定に依り一ヶ年を経過すると其の土地は小作人の手を離れることになる、即ち
現在の小作契約は殆んど賃貸借契約であつて永小作權を設定してゐるものがないから現今法制
上では如何に不當を囁かしても契約解除の效果は發生することになる、これに對して、小作人
側に於ては、永小作權ありと主張して土地返還を拒絶してゐるのであるが尙未だ其の永小作權

土地明渡
請求の訴

土地立入
禁止申立
の理由

立禁の假
執行

小作人側
の闘争

なることを確認した事例がないようである。

斯くして、土地返還の時期を経過しても尙小作人が土地を返還しないと、地主は所謂土地明渡請求訴訟を裁判所に提起するのである。

二 地主が土地明渡請求の保全處分として爲すものが即ち土地立入禁止の假執行である、この立入禁止は地主が「小作人は小作地の占有を他に移す虞れがある、斯くては原告（地主）が勝訴の判決を受けた場合に實効を収めることが出来ぬ」と言ふ理由で、小作人を小作地（目的の土地）に立入らざるよう禁止の決定相成度と申請するのである。而して此の申請が決定されると地主は立毛假差押の場合と同様に、執達吏をして立入禁止の假處分を爲さしめる。斯くして地主は判決の確定を待ち、土地返還の目的を達しようとするのである。

これに對する小作人側の闘争は極めて深刻である、なぜなら、若し此の處分が決定されたときは、小作人は永年増ひ來つた耕地を空しく奪取せらるゝこととなり、労働争議の場合に於ける工場閉鎖と同様に働く道を断たれるからである。

執達吏に對する暴行、大示威運動による地主或は裁判所への威嚇等幾多の不穩行動に出づる

場合が多いのである。

第五節 小作争議の取締

小作争議の實際は前述した如く、労働争議の場合と共通なる點が頗る多い。本章に於ては説明を省略したが、労働争議の際に罷業團員が資本家の私宅又は會社等へ押掛けて「強談」したり、争議中大示威運動を行ひ、或は演説會を開催し、撒文を散布する等の手段は、小作争議の場合に於ても殆んど同様に行はれつゝあるのである。此の點は既に、労働争議に就て述べた所と大同小異であるから繰り返して説明するの繁を避けるから讀者は其の章を参照して取締に備へられたる。

立毛差押
立入禁止

大示威運動の
會社等への
強談

伏石事件

小作争議の取締に關して特に注意を要するのは、立毛假差押と土地立入禁止の場合である。前者に就ては彼の有名なる香川縣伏石に於ける事件があり、後者に就ては、新潟縣木崎村に於ける事件がある。伏石事件は、立毛假差押の換價處分の結果其の大部分が地主側の手に移つてしまつたので、小作人は一年間の糧を奪はれた形で悲憤遺る方なかつた所へ、偶々組合の願

問辯護士が「民法の事務管理に依つて一夜の中に刈取つてしまふ、そして兎も角米にしたがよからう、地主から米の返還を迫つて来たら、それ迄に要した費用をうんと高く見積つて地主に請求する、若し地主がこれを支拂はなかつたら留置権の規定に依つて米を押へて居ればいゝ」と言ふことを教へたので、無智な小作人は、溺るゝ者は藁をも把むの例への通り前後の考へも無く全部一夜の中に刈取つてしまつて米にした、そして一切を辯護士に委任して米を所持してゐたのである、ところが、斯様な事案が法律に依つて認めらるべくもなく、遂に司法官憲に檢舉され物盗罪と言ふ思ひもよらぬ罪名を被て獄舎に呻吟せざるを得なくなつたのである。辯護士は勿論窃盜教唆として檢舉されたが責任を感じてか自殺を圖り當時の社會から注視の的となつたのであつた。

木崎事件

木崎事件は大正十五年五月、地主が豫て襲撃中の耕地三十町餘に土地立入禁止の假執行をせんとしたのに對し、之を阻止せんとする小作人と執達吏警察官等の間に大衝突が起り、公務執行妨害罪と、騷擾罪として二十九名が檢舉さるゝに至つたのである。

其他之に類する事件は實に多數ある、昭和二年十月岐阜縣に於ける暴行事件等も立毛差押に

警察官の
態度
携帶品の
注意極左分子
の取締裁判の公
正確保

關する一つの例であるが、警察官は、斯くの如き行動の危険性を常に念頭に置いて觀察と取締の妥當を期さねばならない、殊に、農民は、立入禁止の場合は、鋤、鍬を肩にし、立毛差押の際は鎌を手にしてゐるのが普通である、警察官の僅かな威壓的態度から重大なる結果を惹起するであらうことを常に忘れてはならないし、特に爭議發生中は極左系指導分子即ち煽動者の行動に嚴重なる眼を注がねばならないであらう。

尙、最後に一言すべきことは、小作爭議が法廷戦即ち裁判所に移つて訴訟上の争ひを爲すことになると、小作人側は大衆の威力を以て裁判を組合側に有利に導かんとすることである、其の爲に辯論開廷の際の如き數百數千の組合員が裁判所に殺倒して、法廷の内外に於て示威運動を行ひ、或は直接裁判官に威力を示して不當なる要求を爲すが如き場合のあることである、或は又裁判所の取扱に不當を鳴して大衆殺倒するが如き暴舉に出づることがあり、現に昭和二年十一月岐阜縣に於ては約七八千人の小作人が裁判所に押掛けたことがあつたのである。

尙又、既に屢々述べ來つた如く、極左系農民組合の手に依つて爭議が行はるゝ場合は經濟上の利害を度外視して所謂革命戰術の豫行を爲さんとするものがあつて、騷擾、暴行等の各種犯

革命戰術
の取締

罪を構成するのみならず、革命思想、共産主義を宣傳せんとするものがあることを特に注意してゐなければならぬのである。

それ等に對する妥當なる取締は、本書に述べ來つた所の總てをよく理解することによつて期し得らるゝであらうことを附言して稿を擱く。

附 錄

我國無産政黨生成略誌

一 農民労働黨

大正十四年十二月一日創立、黨主杉山元次郎（日本農民組合長）書記長淺沼稻次郎共産主義的傾向濃厚なるものとして結黨と同時に内務大臣より結社禁止の處分を受く。

支持團體のなるもの

- 日本農民組合 日本労働總同盟 日本労働組合評議會 交通労働總聯盟 日本同財同盟 日
- 本労働組合總聯合 官業労働總同盟 日本製陶労働同盟 政治研究會 無産青年同盟

二 労働農民黨

大正十五年三月五日結黨、舊農民労働黨の後身と見るべきものである。黨主に杉山元次郎、書記長三輪壽壯黨内部の指導精神に共産主義的傾向と社會民主主義的傾向の對立があり、分裂に分裂を重ねて大正十五年十月二十四日分裂後黨主に大山郁夫、書記長細迫兼光、共産主義的傾

肉益々濃厚となつたが昭和三年四月十日内務大臣より結社禁止を命ぜらる。
並なる支持團體

分盟前(大正十五年三月創立當時)

日本労働組合評議會 日本農民組合 日本製陶労働同盟 日本労働總同盟 日本司厨同盟

日本労働組合總聯合 官業労働總同盟 東京市電自治會 全日本無産青年同盟

分盟後(大正十五年十月二十四日後)

日本労働組合評議會(昭和三年四月十日禁止) 日本農民組合 東京市電自治會 全日本無産青

年同盟(昭和三年四月十日禁止) 水産社青年同盟 其他

三 日本農民黨

大正十五年十月七日創立、日本農民組合を脱退した右翼分子の農民團體「全日本農民組合同盟」の支持に依り成るものにして、右翼社會民主主義(改良主義)を指導精神としてゐる、黨主北澤新次郎、高橋龜吉、中澤辨次郎と交代す、書記長平野力三、昭和三年十二月二十日七黨合同に依つて「日本大衆黨」に抱擁されたが、昭和四年五月十六日、其の本體である所の全日本農民組合が日本大衆黨を脱退したので事實上大衆黨を脱した形になつてゐる。

支 持 団 體

全日本農民組合同盟

四 社會民主主義

大正十五年十二月五日創立、労働農民黨を脱退したる右翼分子を以て組織す、指導精神は右翼社會民主主義である、黨主安部磯雄、書記長片山哲
並なる支持團體

日本労働總同盟 日本海員組合 官業労働總同盟 海軍労働組合同盟 獨立労働協會 日本

農民組合總同盟 海員協會 日本工人俱樂部 北海労働總同盟 全日本鐵道従業員組合(有志)

武相労働組合聯盟(有志) 社會民衆婦人同盟

五 日本労働黨

大正十五年十二月九日創立、労働農民黨より分裂した左翼社會民主主義的諸團體を以て組織す、黨主なく麻生久書記長たり、左翼社會民主主義を指導精神としてゐる。昭和三年十二月二十二日七黨合同に依り「日本大衆黨」に合同された。
並なる支持團體

六 新 黨 集 團 會
日本労働組合同盟 日本司厨同盟 日本労働組合總聯合 全日本農民組合 (昭和四年五月十六日脱退)

昭和三年四月十日労働農民黨結社禁止の翌日創立したものである、共産主義的色彩濃厚と見られてゐた、同年十二月二十四日結黨に先ち禁止處分となる。

支 持 団 體

後述政治的自由獲得労働同盟と殆んど同一に付略

七 無 産 大 衆 黨

昭和三年七月二十二日創立、舊労働農民黨の右翼分子を以て組織さる。黨主なく書記長鈴木茂三郎、左翼社会民主主義を以て指導精神としてゐた。同年十二月二十二日五黨合同により日本大衆黨に抱擁された。

八 日 本 大 衆 黨

昭和三年十二月二十日結黨、全國第一無産政黨組織の提唱により、日本労働黨、無産大衆黨、日本農民黨、中部民衆黨、九州民衆黨、信州大衆黨、島根自由民衆黨の七黨合同よりなる、黨内に左右兩翼の思想的對立抗爭があるが黨全體としては左翼社会民主主義を奉ずるものと見られ

てゐる、右翼派舊日本農民黨系の全日本農民組合は昭和四年五月十六日脱退を聲明した同六月舊無産大衆黨系(左翼)幹部を除名した。尙分裂抗爭を免れないであらう。

主なる支持團體

日本労働組合同盟 日本労働組合總聯合 日本司厨同盟 日本建築労働總同盟 全日本農民組合

(有志) 日本交通労働總聯盟(有志) ダンロップ護謨工組合 日本借家人同盟

(以上舊日労働黨系)

關東合同労働組合 兵庫合同労働組合 豊島合同労働組合 蒲田労友會 労働藝術家聯盟

(以上舊無産大衆黨系)

全日本農民組合(但し、五月十六日脱退舊日労働黨系)

中部農民組合(舊中部民衆黨系)

労働組合同志會(有志、舊九州民衆黨系)

全日本労働青年同盟 全日本婦人同盟

九 政治的労働獲得労働同盟準備會

昭和三年十二月二十五日創立を宣言してゐる。同月二十四日結社禁止の處分を受けたる新黨準

備會の後身である、共産主義的色彩濃厚にして、合法性を有せず、全く非合法的存在である。
主なる支持團體

- 日本労働組合全国協議會準備委員會
- 關東金屬労働組合
- 關東出版労働組合
- 東京木材労働組合
- 東京電氣労働組合
- 東京合同労働組合
- 東京一般労働組合
- 關東自由労働組合
- 大阪電氣労働組合
- 關西電氣従業員組合
- 新無産青年同盟準備會
- 日本俸給生活者組合評議會
- 借家人同盟
- 全日本無産者藝術聯盟
- 東京市従業員組合(有志)
- 日本文通連盟(有志)
- 全國農民組合(有志)
- (舊日本農民組合系)

以上の外地方無産政黨の主なるもの、

一 關西 民衆黨

大正十五年十月十七日大阪に於て創立さる、執行委員長八木信一、書記長二川政行、指導精神は右翼社會民主主義である。

支持團體は大阪純向上會

二 關東 大衆黨

昭和四年一月十二日京都に於て創立さる、新黨準備會解散後、水谷代議士は非合法排斥を名と

して「政變同盟」を脱退し京都に於て一派を糾合し合法性ある左翼無産政黨組織を主張して結成したのがこれである。指導精神は左翼社會民主主義と見るべきであらう。



發行所


東京市神田區錦町一丁目十二番地
電話東京二二一九〇番
松華堂書店

昭和六年六月二十六日印
昭和六年六月三十日發行
昭和六年九月二十八日再版
昭和六年十月三十一日再版
昭和六年十一月二十五日再版
昭和六年三月五日發行

(每冊及後序單獨共計銀)
定價金五十五錢

著者 武人
發行者 東京市神田區錦町一丁目十二番地 橫尾留治
印刷者 東京市神田區西小川町二丁目五番地 菊地新吾

東京圖書印刷所





217
288

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm	x 22.5cm.	x 1cm.
852(四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853(菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854(四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855(特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS
F. MAMIYA & CO.
OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

